

第四十三回国会
来議院
文教委員會議錄
第十二号

昭和三十三年三月二十日(水曜日)

午前十一時十六分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君

理事上村千一郎君 理事小澤佐重喜君

理事竹下 登君 理事長谷川 峻君

理事八木 徹雄君 理事小林 信一君

理事村山 喜一君 理事山中 吾郎君

坂田 道太君 田川 誠一君

中村庸一郎君 濱野 清吾君

松永 東君 松山千恵子君

南 好雄君 杉山元治郎君

高津 正道君 野原 覺君

前田榮之助君 三木 喜夫君

谷口善太郎君

出席國務大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君

出席政府委員

文部政務次官 田中 啓一君

文部事務官 蒲生 芳郎君

(大臣官房長)

文部事務官 前田 充明君

(体育局長)

文部事務官 杉江 清君

(管理局長)

委員外の出席者

専門 員 丸山 縮君

三月二十日

委員柳田秀一君辭任につき、その補

欠として野原覺君が議長の指名で委

員に選任された。

同日

委員野原覺君辭任につき、その補欠

として柳田秀一君が議長の指名で委

員に選任された。

三月十五日

高等学校の定時制教育及び通信教育

振興法の一部を改正する法律案(成

瀬幡治君外四名提出、参法第二〇

号)(予)

同月十八日

へき地教育振興法の一部改正に關す

る請願(加藤清二君紹介)(第二三七

七号)

同(川村義義君紹介)(第二三七八

号)

同(成田知巳君紹介)(第二三七九

号)

同(大原亨君紹介)(第二四八一号)

同(太田一夫君紹介)(第二四八二

号)

同(木原津與志君紹介)(第二四八三

号)

同(久保三郎君紹介)(第二四八四

号)

同(栗林三郎君紹介)(第二四八五

号)

同(中村英男君紹介)(第二四八六

号)

同(成田知巳君紹介)(第二四八七

号)

同(西村力弥君紹介)(第二四八八

号)

同(野口忠夫君紹介)(第二四八九

号)

同(松井誠君紹介)(第二四九〇号)

同(松前重義君紹介)(第二四九一

号)

同(八百板正君紹介)(第二四九二

号)

学校図書館法の一部改正に關する請

願(井伊誠一君紹介)(第二三八〇

号)

同(伊藤郷一君紹介)(第二三八一

号)

同(石田博英君紹介)(第二三八二

号)

同(小澤太郎君紹介)(第二三八三

号)

同(亀岡高夫君紹介)(第二三八四

号)

同(倉成正君紹介)(第二三八五号)

同(小林信一君紹介)(第二三八六

号)

同(細繩彌三君紹介)(第二三八七

号)

同(櫻内義雄君紹介)(第二三八八

号)

同(鈴木仙八君紹介)(第二三八九

号)

同(鈴木善幸君紹介)(第二三九〇

号)

同(中馬辰猪君紹介)(第二三九一

号)

同(床次徳二君紹介)(第二三九二

号)

同(富田健治君紹介)(第二三九三

号)

同(成田知巳君紹介)(第二三九四

号)

同(二宮武夫君紹介)(第二三九五

号)

同(長谷川峻君紹介)(第二三九六

号)

同(濱田幸雄君紹介)(第二三九七

同(濱地文平君紹介)(第二三九八

号)

同(藤本捨助君紹介)(第二三九九

号)

同(船田中君紹介)(第二四〇〇号)

同(松前重義君紹介)(第二四〇一

号)

同(三木喜夫君紹介)(第二四〇二

号)

同(八木徹雄君紹介)(第二四〇三

号)

同(矢尾喜三郎君紹介)(第二四〇四

号)

同(山口鶴男君紹介)(第二四〇五

号)

同(山手満男君紹介)(第二四〇六

号)

同(横路節雄君紹介)(第二四〇七

号)

同(米田吉盛君紹介)(第二四〇八

号)

同(高等学校全員入学及び義務教育無償

等に関する請願外二件(大原亨君紹

介)(第二四〇九号)

同(佐藤觀次郎君紹介)(第二

四一〇号)

同(外一件(中村高一君紹介)(第二四

一〇号)

同(有馬輝武君紹介)(第二四一三

号)

同(佐々木更三君紹介)(第二四一四

号)

同(有馬輝武君紹介)(第二四一七

号)

同(外一件(岡田利春君紹介)(第二五

同(外百十三件(川上實一君紹介)(第

二五八九号)

同(外九十六件(志賀義雄君紹介)(第

二五九〇号)

同(外百件(谷口善太郎君紹介)(第二

五九一〇号)

同(外二件(成田知巳君紹介)(第二五

九二〇号)

同(外五件(足鹿覺君紹介)(第二六三

二〇号)

同(外一件(井岡大治君紹介)(第二六

三三三〇号)

同(井手以誠君紹介)(第二六三四

号)

同(稻村隆一君紹介)(第二六三五

号)

同(外一件(大原亨君紹介)(第二六三

六〇号)

同(岡良一君紹介)(第二六三七号)

同(外十五件(加藤勸十君紹介)(第二

六三八号)

同(外十件(小松幹君紹介)(第二六三

九号)

同(外四十五件(島本虎三君紹介)(第

二六四〇号)

同(外四件(下平正一君紹介)(第二六

四一〇号)

同(田口誠治君紹介)(第二六四二

号)

同(外一件(高津正道君紹介)(第二六

四三三〇号)

同(坪野米男君紹介)(第二六四四

号)

同(成田知巳君紹介)(第二六四五

号)

同外二件(広瀬秀吉君紹介)(第二六四六号)
同外一件(松井政吉君紹介)(第二六四七号)
同外一件(武藤山治君紹介)(第二六四八号)
同外十五件(村山喜一君紹介)(第二六四九号)
同外十四件(矢尾喜三郎君紹介)(第二六五〇号)
同外一件(久保田鶴松君紹介)(第二六七五号)
同外三件(芳賀貢君紹介)(第二六七六号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

日本学校給食会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

○床次委員長 これより会議を開きます。

日本学校給食会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。野原覺君。

○野原(覺)委員 学校給食について二、三お尋ねをしたいと思うのであります。

学校給食が子供の体位向上なりその他いろいろな面において教育上の成果を上げておられることは、これは申すまでもないこととございまして、私にはある意味では児童憲章の実践を果たしておられるかと思ふのであります。そこで、この学校給食を充実させるために文部省もかなりの努力はされておられるように見えますけれども、しかし私どもの目から見ますと、少な

からざる不満があるわけです。そこで私は二、三その点を指摘しながらお尋ねをしたいと思ふのですが、まず第一は学校給食調理員の問題であります。学校給食調理員というのは文部省の設置基準によつて定められておられるのでございますが、この文部省の給食調理員の定員についての設置基準ははたして十分であるかどうか。文部省としてはどう考えておりますか。これは局長からでけっこうですからお尋ねいたします。

○前田(充)政府委員 調理員につきましては、現在九百人規模の学校で小学校三・五人でございまして、それから中学校につきましては七百五十人規模で、これはことしから予算に計上いたしておりますが、中学校一人、そういうことで交付税で積算をいたしております。

○野原(覺)委員 いや設置基準の説明ではございませんで、それではたして十分なのか、一体その設置基準はいつつくつたものであるのか、今日その設置基準でいけるとお考えになっておられるかということをお尋ねしておる。

○前田(充)政府委員 小学校につきましては従来四人くらい何とかほしいという考え方は持つて参つております。現在のところ三・五人でございまして、幾分足りないのじゃないかというよりなことも考えられますが、今後とも努力をいたしたいと思ひます。なお、中学校につきましては、ことしから一人というところでございまして、一人ではもう少しこれから努力をすべき点があるのじゃないかということを考えておるような状況でございまして、

○野原(覺)委員 設置基準の説明としてきわめてばく然たることしか申されていらないのですが、児童生徒数が百人以下の場合には一体何名の給食調理員を必要とするのか、もう少し詳しく設置基準を申して下さい。

○前田(充)政府委員 私どもの方で考えております基準は、百人以下でございまして一人、百人から三百人で二人、五百人から九百人で四人、九百人から千三百人で五人、千三百人以上六百人、大体そういうような考え方で進んでおります。

○野原(覺)委員 それでは二千五百人の学校は何名になりますか。千三百人以上は六人、こう申されますが、二千五百人の小学校でございまして、何人の調理員を置くことになるわけですか。

○前田(充)政府委員 千三百人以上につきましては、五百人を増すごとに大体一人を加えるということになりますので、九人程度、かように考えます。

○野原(覺)委員 それはいつの設置基準ですか。

○前田(充)政府委員 三十五年の末でございまして。

○野原(覺)委員 たしか去年の四月でございまして、栄養量の基準改訂を行なったのは、そして食品等の構成表もたしか改訂されておる。イモ類、野菜、果実が増量されている。その増量は、昨年昭和三十三年の四月、三三・一%になったかと思ふのですが、この設置基準が三十五年のものであるとすれば、二年後にはそういう中身の改訂を行なつておるわけですね。その点から考えてみて、はたしてこの設置基準が十分なるものであるかということは疑わしい。これは文部大臣、あなたはどうか考えますか。

○荒木国務大臣 あまり詳しく申し上げる能力はございませんが、まだ前進途上にございまして、御指摘のようには十全とはいへないと思ひます。今後の努力に待たしていただきます。

○野原(覺)委員 局長はどうですか。あなたは専門家として、この定数基準は当然改善するべきだと思ふ。昭和三十三年まででもこれは足らなかつたのです。中身を改訂したのだからね。ところが、定数基準については何も手も触れない。これははなはだ怠慢だと思ふのです。事務当局の怠慢です。これはあなたは局長としてどう思ひますか。

○前田(充)政府委員 お話の通り、三十七年の四月に栄養基準の改正をいたしまして、調理員の増員をする必要があるというようなことは、学校方面からの御要望等もございまして、実は現在全国で十五ばかりの学校におきましてその必要な度合等を査問しまして調査をいたしております。なお、おっしゃる通り、私どもとしては、元来全体の交付税の積算が三・五人でございまして、これをもう少し順次上げたいというところに努力いたしておるのでございまして、今後ともその点については努力いたしたいと思ひます。

○野原(覺)委員 いや、あなたのその御答弁は去年の通常国会でおっしゃらなければいけない。三十七年の四月に栄養量の改訂をしたのですからね。去年の通常国会ならば、これから科学的な調査をやりまして、データーを集めて、一体どうしたらよいか検討するということではよろうと思ひますけれども、昨年の四月に改訂してから一

年たつてゐるのですよ。三十八年の四月を迎えて、今度はミルクの増配をやつて、学校給食には全力をあげますといつて荒木文部大臣はお答えになつてゐる。提案説明をしてゐるのです。学校給食に全力をあげますといひながら、なるほどミルクの増配はしたかも知れませんが、運賃の面において、人の面においても一向学校給食の実が上らない。一体それはいつでございまして、科学的データーを集めて検討された結果、この設置基準ではたして十分であるかどうかという結論はいつまでに出されますか。

○前田(充)政府委員 三十八年度初めにはではございませんかと思つております。これは実は研究調査の中へ入れておりました、研究調査をやつておりますので、はつきりいつ機日ということを申し上げかねるのでございまして、できるだけ早くつくりたいと思ひます。

○野原(覺)委員 いささかスローですね。いささかスローの感がこれはありますね。

そこで、この定員の問題でもう一点お尋ねしておきますが、代替要員について、定員は九百人で四名、それから千三百人で六名という設置基準でございまして、たとえは調理員が病気をしますね。それから不時の疾病があるし、女の方がほとんどでございまして、産前産後の休暇というものもとらなければならぬ。やはりなま身のからだですら病氣もする。時には休まなければならぬ。こういう場合の代替要員については、文部省としてはどういふ考え方を持っておるか、これをお尋ねしたい。

給食調理員の第二点として待遇の問題についてお尋ねをいたします。こ

今後とも全然なくなるようにいたしました
 と思います。

るべきじゃございませんのですけれど、
も、実情はそういふ場合もあり得る。

りなっておるですね。昭和三十八年度は私ちよつと資料が手元にございま

○前田(充)政府委員 この調理員は町村の職員になりますので、人によつ

て、学歴、勤務年数、そういうような問題で俸給はきめておるはずだと思います。

○野原(覺)委員 いや、一月三千円から三千五百円での学校給食の勤務に携わるわけがないです。ところが、そういうところが現実にあるように私は聞くのですが、ありますか。

○前田(元)政府委員 町村によつては、そういうものもあるかもしれませんが、ただ私どもの考えておられますのは、学校給食にA型、B型、C型という型をつくらせておきますが、五日やるのと、四日やるのと、三日やるのとあるわけでございます。たとえば四日の場合で考えますと、一週間の七日のうち四日しか出ない。そういうことになりまうと、完全な常勤職員というわけには参らない場合があるのではないかと。そういう場合になりますと、どうしても残りの三日はほかの仕事をしておられて、そして給食のある日だけ学校へ参つて給食をする。そういうような関係で、場合によつては低い場合もあるのではないかと。いかに考へるのでもございませうが、一般的に申しますと、いわゆる完全給食は五日が基本でございませうので、そういう場合は常勤的にやつておると見ておられます。

○野原(覺)委員 一週間は七日です。いいですか、一週間は七日、日曜日を除けば六日。そして、あなたは一般的に五日だ、こういう考へ方を持ちますけれども、学校給食の現場をあなた見たことがありますか。文部大臣は学校給食を見に行くという、子供がおいしそに食べるのを見ておられるのではありませんか。勤務の実態というのを見ておられますか。

か。これは五日間、朝の七時ごろから出ていって、晩の四時、五時まで跡片づけていくと、最後の土曜日というのは次の週の準備に充てないときで、仕事の量なんです。これは事実上はやはり完全に六日間出勤です。もちろん七日間出勤の必要はない。それは局長も七日出ないはずだ。みんな給料取りというのとは一週間は六日勤務だ。事実上六日出なければならぬ仕事の量なんです。それを五日に抑えて、お前たちは五日だから安い給料でがまんしろといったようなやり方というものは、これは決して学校給食を充実させる指導でも何でもないと私は思う。こういう指導の仕方というものは、めちゃくちゃです。

そこで待遇の問題に入ります。PTAが雇つておるのが局長の先ほどの答弁でも相当あるわけですが、これは完全に公費でまかなわれなければならぬ。そういうことを文部大臣も認めておる。そしてその指導及び関係者が努力をしなければならぬということも認めておるが、依然としてなくならない。これをなくするために、給食調理員といふものを法的に規制すべきではないかと思ふのです。もう幾ら言つても、現実になくならない。ひどい市町村になると、地方交付税をこまかくしてあります。給食調理員にきた地方交付税を給食調理員に使わないで、橋をかけた、いろいろな会合の費用に流用してあります。そういうことがあるかないかという調査も文部省はやつてない。そういう調査もしないで行政指導なんだと言つたつて徹底しますか。徹底しないですよ。文部大臣は、そういう点で毎年々々同じ答弁を繰り返して

てきたわけで、幾ら指導してもこれは実が上がらぬのでありますから、この際思い切つて学校給食法に手をつけ、学校給食従事員については、法的に公費をもつて負担するといふ規制を文部省としてはすべきであると思ふ。そして自治省にも話し、大蔵省とも相談をすべきだと思ふが、文部大臣はどう考えますか。

○荒木国務大臣 学校給食の児童生徒に対する体位向上の効果、教育的見地からする効果から考えましても、お説は傾聴に値するお説だと思ふ。将来の研究課題にさせていただきますが、現実当面の問題といたしましては、先ほど来申し上げておりますように、交付税の交付によつて裏づけをしておるといふ建前でやつておりますので、これは他の交付税を財源としたします地方財政計画上の手当の課題と同じことだろふと思ふ。要は、今の制度でいきます限りは、ひもつきではないけれども、積算はされておるといふこと、財源はあるといふことを念頭に置いて、公共団体自体、自治体自体で、この学校給食なら学校給食の重要さを考へて、あたかもひもつきであるがごとく実施してもらふという方向に指導していくことが当面なし得る最大限のことだと思ふ。もとより積算基礎それ自体の再検討も必要の場合もあり得ると思ふますが、そういう行政指導をやる以上のこととはちよつと一々の市町村ないしは学校に對しては、それぞれの教育委員会を通じて指導する、また都道府県それ自体につきましても、さつきも申し上げたように通牒ももちろんでありますが、会議等の席で具体的にそういう

示唆を与えることによつてまじめに実施してもらふような努力をするといふことだろふと思ふ。御指摘の点は、将来の研究課題として理解いたすのでありまして、検討してみたいと思ふ。

○野原(覺)委員 行政指導で徹底したらそれはそれでいいんですよ。これは徹底しないですよ。徹底しないから、私は繰り返しの点をやましく言つておるわけだ。徹底しないとすればやはり法的に規制するなり何なり抜本的なその方策を考へなければならぬと思ふ。文部大臣は検討するといふこととさせていただきますから期待いたします。来年またこういう質問が蒸し返されないのでと私は期待しておきたいと思ふので

ここに長野県の給食調理員の実態が報告されておりますが、給食調理員の総数は二千四百四十名。これは長野県の教育委員会に当たつた数字です。二千四百四十名のうち、PTA雇用及び類似雇用の者、それが九十一名。その内訳は、飯田市のときは十三名もPTA雇用になっておる。佐久市が二名。伊那が七名。中川村、これは村でございませうが、二名。喬木村が二名。その他若干町村にありまして、長野県では九十一名もPTA雇用ということになつておるのです。こういう実情を、数字の上で都道府県から報告をされて、はたして地方交付税がこれは使われておるか使われていないか検討をして、びしびし摘発すべきなんです。きょうは自治省が見えておられますが、これは摘発すべきです。自治省と相談して、そのくらいなことをやつた行政指導なら私もがまんしますよ。行政

指導というのは口先だけじゃありませんか。局長を集めて一べん注意したつて、そんなことじゃ、なかなか徹底しませんよ。だから私は言つておる。それから局長にお尋ねしますが、大分県竹田市はA型ですか、B型ですか、C型ですか。

○前田(元)政府委員 ただいま資料を持って参つておりませんので、ちよつとお答えいたしかねます。

○野原(覺)委員 ここに大分県竹田市の現行給料表というものが手元に來ておるのです。これを見ると、給料が三千円と三千五百円ですが、これはひどいと思ふのです。竹田市は一体どれだけの地方交付税の交付金をもらつてゐるんだ。これは各学校ごとに人間の名前まで書いておられます。竹田小学校、中野孝子さんが三千五百円、得丸ミチコさんが三千五百円、一人々々書いておられます。がまんがでかいのです。こういうようなことを文部省は見のがしておる。見のがしておつて、学校給食が体位の向上に必要だ、栄養の改善に必要だ。それはその通りかもしれませうけれども、それだけ教育上重要な学校給食ならば、この給食調理員のこつた身分上の問題、待遇の問題についても、十分な配慮をしなければ、私は効果が期して得られないと思ふ。重ねて文部大臣の所見を承つておきます。

○荒木国務大臣 御指摘の御趣旨はよくわかります。努力します。

○野原(覺)委員 それから第三点は健康管理の問題ですが、局長の方で、給食調理員の健康管理の問題についてはどのような行政指導をやつてこられましたか。

といふ心がまえではあります。さらに従来の消極的態度と申し上げました態度を積極的に切りかえるという心準備は、今事務局の段階におきましてもやりつつあるところでございます。

○野原(覺)委員　そういたしますと、文部大臣としては、市町村がやらなければもうそれでよろしい、これは設置者が実施すべきものだからそれでいいのだ、こういうお考えですか。

○荒木国務大臣　まあ非常に遠慮深く申し上げたのでありますが、むろん従前はいたしてあります。完全給食へ向かつて年次割を定めて地域ごとに、あるいは学校別に毎年々々これだけは必きずやるという具体性のある年次計画を保持しておりませんので、以上のごとお答えしたわけであります。もちろん調査会の答申の線に沿って完了する努力は懸命にいたさねばならぬと思っております。

○野原(覺)委員　荒木さんは昭和二十九年は国会に席を占めておられましたか。昭和二十九年にこの学校給食法ができたときに、衆議院が附帯決議をあげたんです。御承知ですか。あなたの今の御答弁は、衆議院の決議を侵犯していますよ。これは大へんです。院の決議をあなたは無視したお考えを持っていらつしやる。たしかここに同席しておる坂田さん、私も当時文教委員であつた。私どもは坂田さんたちと一緒に、この学校給食法というものを審議したのです。たしか坂田さんではなかつたかと思うのですが、学校給食を義務教育諸学校及び夜間の定時制高等学校の児童生徒全体に対して行なわなければならぬといふ附帯決議をあげたんです。だから昭和二十九年は、この給食法ができて登壇

間もないから、これは奨励法にするけれども、しかし可及的すみやかに全国の義務教育諸学校と夜間の定時制高校の児童生徒にはこれを普及させなければならぬというのが院の方針、院の決議だ。これは昭和二十九年の六月実施した学校給食法の附帯決議ですよ。これは怠慢じゃありませんか。あなたはこの附帯決議になぜ沿わないのです。市町村がやればそれに従うというよりなことは私はどうもなまぬるいと思うのですよ。やはりもっと強力な積極的な指導と申しますか、努力が必要ではないかと思う。給食の普及してないところを見ると山村僻地でしょう。ところが保健所の身体検査なりいろいろな学者の意見によると、山村僻地の子供は遺憾なことに栄養失調が多いという事になっておる。病気になる率が高いということになっておる。子供の病気になる率と給食の普及率が今日は逆比例をしておる。給食普及率の高いところは有症率は低い。有症率の高いところは給食普及率が低い。子供の教育、子供の健康管理については文部大臣が責任を持っておられるはずで、どうも設置義務者に強制すべきではないとか、御答弁を承りますと、いまだに年次計画を持たない。少なくとも衆議院のこの附帯決議は、年次計画くらい立てて文部省は努力せいということなんです。この点文部大臣どう考えますか。

○荒木国務大臣 決議をはっきり念頭にございませんで恐縮でしたが、しかしこの趣旨に立つて文部省は努力し続けております。義務的な制度がございませんで、強制的にやらせるわけに参らない気持を申し上げたのであります。すが、先刻も触れましたように、昨年、特に学校給食に関する調査会でも設けまして、御答申をいただいたおられます。従って、五年、十年の年限を限った答申でもありますから、その線に沿うべく努力はいたしておりますが、先刻申し上げたように、年次計画を、完全給食に向かって具体的に、今申し上げるような案までは到達していません。お話を通り、この決議の趣旨はもろろんのこと、前向きに努力をしていくべきことは当然であると心得ます。今度のミルク給食にいたしまして、完全給食でございせんので、残念でございしますが、しかし、一部給食でありましようとも、決議の趣旨に沿った一つのケースではあろうかと思ひます。今後も努力をいたします。

○前田(充)政府委員 ちよっと補足させていただきますが、大臣のおっしゃった点につきまして、私の方としては、もちろん、大臣がおっしゃいましたように義務制でございせん。従って、行政指導をするというのでございしますが、県教育委員会に対しては、普及の年次計画を立てるよう非常に懇望をしております。たとえば鹿児島県等におきましては、相当しつかりと年次計画を立てておやりになっております。なお、施設設備につきましては、ただいま御指摘の通り、必要なところがおくれておって、必要性の少ないという言葉は語弊がございしますが、栄養の割合いい都会地等が割合発達している、こういうようなことがございしますので、そういう僻地等に十分普及するようにいたさなければならぬのでございしますが、昭和三十六年度から、私どもとしては僻地のミルク給食の施設設備のために、わずかでございしますが、特に予算的措置を講じまして、補助金をいたしております。また、実際のこの施設設備の補助の場合でも、できるだけ山村を優先させるような、これは実際問題としての努力をいたしておる次第でございします。

○野原(覺)委員 文部大臣にお尋ねしますが、一体給食実施の責任者はだれですか。国ですか、都道府県ですか、市町村ですか。

○荒木国務大臣 制度上のことを申し上げれば、市町村でございします。しかし、実質的には市町村及び国、都道府県といえども、これに協力をしながら、実施を推進するという問題と心得ます。

○野原(覺)委員 ミルクは、市町村が受け入れようといれまいと、国がやるのでしやう。いかがですか。

○前田(充)政府委員 ミルクの配給は、従来通りの考え方ではございします。国としては、予算的措置は全国全部でやるような措置をしたわけではございしますが、どうしてもいまだという問題になるわけではございしますが、そういうことのないように、もうすでに四月から、できるだけ実施できますように、各府県並びに市町村に対しての指導をやっておる状態でございます。

○野原(覺)委員 国がやるというのに、いまだと言ふ市町村があります。君の町の子供にミルクを飲ませてやろうというのに、いやけつこうです。そんな市町村が日本どこにありますが。国が給食をやれば、体位の向上にも役立つし、栄養も十分補給できる。教育上も、これが効果があるのはい明らかだ。みんな市町村はやりたいたい。それでしやう。だから問題は、文部大臣なり国の取り組みの問題です。衆議院の附帯決議を生かすところの問題は、取り組みの問題ですよ。あなた方は、大蔵大臣から予算が取れぬものだから、そういうような消極的な考え方を持っていていらつしやる。私は、これはとんでもないことだと思ひます。こういういいことは、国民がみな期待しておるのです。国民の体位が向上するということは、けつこうなことです。足立正さんが最近答申ですか、何かを出しておられますね。学校給食について、オリンピックを機会に、国民の体位を向上しなければならぬというので、文部大臣に対する進言ですか、答申ですかを出しておるようだ。それから給食制度調査会の答申は、三十六年の八月三十一日に、文部大臣から先ほどもお話があったように、学校給食の国民に及ぼす重要性から、一日も早く完全給食にすべきである、義務法にすべきである、昭和二十九年の学校給食法は奨励法で、強制されない法律ですが、これを義務法にすべきだ、たしかこう給食制度調査会は答申をしたはずで、それからまた、衆議院が二十九年にこの法律をつくったときに、衆議院の総意で、十年たつてもなおかつ奨励法、そして市町村の出方を待つと

にすることを検討をやつてもらいた。文部大臣の御答弁では、年次計画もないというよりなことは怠慢です。完全実施するための年次計画を持たぬというのは何事ですか。文部大臣、この点一体どう思いますか。その目まかせですか。いいことだから、ちよっとでも伸ばしたいわいというよりなことでですか。私は、少なくとも五十年ないし三千年といったよりな、年次計画を立てるべきじゃないかと思ひます。だから、義務法にするということになるので、政府としても、法律を義務的なものにして、完全実施されない場合には困るというので、いろいろ考えられているのだらうとは思ひますけれども、かりに今小学校は七三%だ、これが八〇%に達する。中学校の二三%が五〇%に達する、そこまで達する努力は、三年の年次計画でやる、そして八〇%と五〇%に達したそのときには、この学校給食法を義務法にして、全国の児童生徒に実施をする、こういうよりな考え方を持つなら、まだ話はわかるのです。文部大臣、きよりは私の言うことは決してむちや言つておられません。きよりは、あなたが共鳴されるよりなことしか私は言つていないつもりです。あなたの所見を一つお尋ねします。

○荒木国務大臣 仰せの通り、あまり無理をおっしゃつておるとは思ひません。ただ、義務法にするにつきては、野原さん御自身言われましたように、おのずからある時期を選びませんと、法律だけできて實際がそぐわないことをおそれることは当然でありまして、だんだんと懲懲し、自発的な希望

上にも役立つし、栄養も十分補給できる。教育上も、これが効果があるのはい明らかだ。みんな市町村はやりたいたい。それでしやう。だから問題は、文部大臣なり国の取り組みの問題です。衆議院の附帯決議を生かすところの問題は、取り組みの問題ですよ。あなた方は、大蔵大臣から予算が取れぬものだから、そういうような消極的な考え方を持っていていらつしやる。私は、これはとんでもないことだと思ひます。こういういいことは、国民がみな期待しておるのです。国民の体位が向上するということは、けつこうなことです。足立正さんが最近答申ですか、何かを出しておられますね。学校給食について、オリンピックを機会に、国民の体位を向上しなければならぬというので、文部大臣に対する進言ですか、答申ですかを出しておるようだ。それから給食制度調査会の答申は、三十六年の八月三十一日に、文部大臣から先ほどもお話があったように、学校給食の国民に及ぼす重要性から、一日も早く完全給食にすべきである、義務法にすべきである、昭和二十九年の学校給食法は奨励法で、強制されない法律ですが、これを義務法にすべきだ、たしかこう給食制度調査会は答申をしたはずで、それからまた、衆議院が二十九年にこの法律をつくったときに、衆議院の総意で、十年たつてもなおかつ奨励法、そして市町村の出方を待つと

にすることを検討をやつてもらいた。文部大臣の御答弁では、年次計画もないというよりなことは怠慢です。完全実施するための年次計画を持たぬというのは何事ですか。文部大臣、この点一体どう思いますか。その目まかせですか。いいことだから、ちよっとでも伸ばしたいわいというよりなことでですか。私は、少なくとも五十年ないし三千年といったよりな、年次計画を立てるべきじゃないかと思ひます。だから、義務法にするということになるので、政府としても、法律を義務的なものにして、完全実施されない場合には困るというので、いろいろ考えられているのだらうとは思ひますけれども、かりに今小学校は七三%だ、これが八〇%に達する。中学校の二三%が五〇%に達する、そこまで達する努力は、三年の年次計画でやる、そして八〇%と五〇%に達したそのときには、この学校給食法を義務法にして、全国の児童生徒に実施をする、こういうよりな考え方を持つなら、まだ話はわかるのです。文部大臣、きよりは私の言うことは決してむちや言つておられません。きよりは、あなたが共鳴されるよりなことしか私は言つていないつもりです。あなたの所見を一つお尋ねします。

○荒木国務大臣 仰せの通り、あまり無理をおっしゃつておるとは思ひません。ただ、義務法にするにつきては、野原さん御自身言われましたように、おのずからある時期を選びませんと、法律だけできて實際がそぐわないことをおそれることは当然でありまして、だんだんと懲懲し、自発的な希望

も受け、普及率がだんだん高まるに

従って、ある時期を選んで義務制にし
てがっかりやうていくべきだ、そうい
う問題であることは私も同感でござい
ます。ところで、計画がないのをし
られましたが、しかられる実情である
ので、やむを得ないから申し上げてお
るのであります。それは、将来の努力
をしないではむろんございせん。事
務当局は、一応の具体計画を持って
いるようにございすけれども、予算の
裏づけ等をきちんとして、財政当局と
も十分に話し合いができて、さて五カ
年計画、十カ年計画という意味での計
画をまだ持ちませんので、そのことを
率直に申し上げておるわけでありま
す。そのことは、いかげんに放任し
ようということではむろんございせ
ん。今後一その努力を積み重ねるこ
とによって、裏づけのある年次計画も
持ちたい、さらには、いくいくは義務
制にするという考えで取り組んでい
きたいと思ひます。

○野原(覺)委員 これでは質問を終
わりますが、給食従事員の身分上きわ
めて不安定、それから待遇がきわめて
よくないという問題、同時に奨励法の
学校給食法というのには義務法にすべ
きではないか、今義務法にできないなら
は義務法にするための努力を年次計画
を持ってやるべきではないか、このこ
とを要望したのであります。来年の通
常国会で同じことを私に発言させない
ように、文部当局に一つ格段の御努力を
要請いたしまして質疑を終わります。

○床次委員長 午後は一時半より再開
することとし、この際暫時休憩いたし
ます。

午後零時二十一分休憩

午後二時十四分開議

○床次委員長 休憩前に引き続き会議
を開きます。

質疑を続行いたします。村山喜一
君。

○村山委員 これは局長にお尋ねをい
たしますが、学校給食の現在の実態を
見てみますと、地域的に非常に差があ
るようであります。たとえば愛知県で
あるとか長野県、香川県、京都、岡
山、こういうようなところは九〇%以
上の学校給食の完全給食が実施され
ておる。それに比べて青森県は一三・
八%という、これはちよつと数字が古
いかもしませんが、そういう数字で
あります。そういうような財政的に富
裕県といわれる府県は学校給食が実施
をされる率がよくて、非常に経済的に
貧困なところほど給食の普及率が悪
い、こういうような地域差がまず第一
にあるというところ。

それから今度は都市の周辺を調べて
みますと、住宅地はほとんど一〇〇%
実施をされておる。ところがスラム街
といわれる地帯は学校給食の普及率が
低いというところ。これはやはり貧しさ
というものが背後にあると思うのです
が、この地域、生活、こういうような
問題を取り上げて、今後学校給食の普
及を推進していくために、どうい
うな対策を講じていくかというお考
えをお持ちであるのか、この点につ
いてお答えを願いたいわけでありま
す。これはやはり局長の答弁と大臣の答
弁を求めたいのでございす。

それと中学校の学校給食の普及率
は、先ほど二・七%だ、こういう数
字をお話しになりましたが、これも見
てみますと、長野県は七・二%あ

る。ところが東京の場合は〇・四%、
それから大阪が二・一%、青森は三・
一%、こういうような数字に相なつて
いるようであります。とするならば、
中学校の学校給食といふ問題は、小学
校とは違つて東京とか大阪というよう
な大都市でこれがなされてない。一
体これはどこに原因があるのかとい
う問題は、今後学校給食の普及とい
う問題を考へていく場合において、小
学、中学校別にそれぞれ対策を考へて
いかなければならぬのではないかと
いふことは、なせ中学校の学校給食の普及
率は悪いのかということになります
と、これは現在の中学校の教育とい
うものは、高等学校に入學をさせな
ければならぬという、そういうような
一つの準備的な色彩に陥つてゐる。な
お、オーバーワークで働いてゐる教職
員が学校給食までは手が回らない、こ
ういう実態をこの数字というものは表
わしてゐるのではないかと申すので
すが、そういうような上から考へて、今
後の学校給食の普及の方法というもの
をどのように計画を立ててやつてい
らうしやるかを伺いたないのでありま
す。

○前田(元)政府委員 普及率の問題の
原因がまず第一に考へられるわけでご
ざいます。県によつて非常にアンバ
ランスになつておるという問題、これ
につきましましては、これは元来学校給
食が戦後始まりましたときに、いわゆる
都市が非常に食糧事情が悪かつたため
に都市に集中しようとしたわけではご
ざいせんが、必然的にそういう結果
になつた。その一つの伝統と申しま
すか、習慣と申しますか、そういうもの

によつて都市の方が早く発達したとい
うことも一つの理由ではないかと思ひ
ますし、その他いろいろ原因があろ
うと思ふのでございす。

なお、中学校と小学校のアンバラ
ンスの問題でございす。これはやは
り当初小学校に重点が置かれたため
に、早くから発達したということが原
因ではなからうか。なおそのほかの原
因として一応考へられますことは、町
村においていろいろ財源を考へながら
おやりになるわけではございす。一
般的に小学校が先におりますので、そ
れで小学校を一通考へて、それができ
たら中学校へ移るといふような町村の
お考へもあるようではございす。

また学校の内部の事情につきま
してはすでにお述べになりましたような
点もあると思ひますが、その他考へら
れますことは小学校は全科担任制で
あります。中学校は教科担任制でござ
いますので、何と申しますか先生の立
場から申しますとやりやすいと申しま
す。か、そういうふうな観点があるの
ではないかというように私も推察をい
しておるのでございす。

そこでこれに対して全部普及するた
めにはそういう原因を考慮してやらな
ければならぬのでございす。が、ま
ず第一に考へられます点は、先生の負
担をなるべく軽くする。このためには
人を雇ふといふとすぐ右、左一応考へ
られる点はもちろんございすけれども
も、その他の点で共同調理するとい
うような点もあるのではないかと。共同
調理いたしますとまた中毒とか伝染病
とか、そういうような問題に対する配
慮をいたさなければならぬのでござ
いす。が、しかしともかく何らかのそ

いう方法を講ずる。あるいは来年度や
りますミルクについても、そういうよ
うな何か非常にやりにくいような町に
おきましては、一緒にどこかで還元乳
をつくるというようなことも一つの方
法ではないかというように考へまして
方法を考へ、さらに予算的に申しま
して、現在やつておりますのは僻地が
少ないわけではございすので、特に僻
地の学校向けのミルク給食の施設設備
の補助金を、こゝしはわずか二百校で
ございす。が、一般の補助金のほかに
そういうものを一通考へておりまし
て、何とかうまく必要なところへよく
いくような方法については指導等につ
いても特に考へたいと思ふのでござ
いす。

○村山委員 大都会と農村地帯の地域
差をどのようにして是正していくか、
この問題について大臣から、どうい
うな方策をお持ちになつていらつ
しやるか、一つ構想をお聞かせ願ひ
たいと思ひます。

○荒木国務大臣 あらためてお尋ね
に応じて検討をいたしました構想とい
うものは今持ち合せておりません。
先ほど政府委員から申し上げましたよ
うな事柄をさらながら、今後に対し
てもつと緻密な考慮のもとの方策が
あつてしかるべきものと思ひます。そ
ういふ努力をいたしたいと思ひます。
ただ考へますことは、何としても自
治体で積極的な意欲を持ってもらえま
せんければ、普及のテンポを早めるこ
とは実際問題としてなかなか困難かと
思ひます。午前中の野原さんの御質問
にもございしましたが、財源措置は一応
名目的にできておるけれども、それを活
用しての実現が困難な実情にありま

ことは否定できないと思います。それは基本的には設置者が学校給食が単に食糧不足のときの応急的な対策でなくして、将来永遠にわたって整備され振興されていくべき課題であるという具体的認識と熱意を持つてもらうというところが先決であらうかと思ひます。それと相呼応する文部省の努力も必ずしも十分とはいかぬと思ひます。けれども、基本的にはそういう考え方を文部省、都道府県、市町村、この三者が同じレベルに立つて受けとめて、先ほど来御指摘のような事柄を初めとして、実地把握を十分にいたしての改善方策が必要かと思ひます。

○村山委員 完全な学校給食が普及しない原因がどこにあるとお考えになつていらつしやるのか。いろいろな要素があるであらうが、どこに原因があり、その陸路をどういうふうにして打開していくのだとお考えになつていらつしやるわけですか。

○荒木国務大臣 国の立場で申し上げれば、学校給食の完全な実施という課題として考えますれば、今のいわゆる一円補助の立て方そのものも、完全給食を年次計画まで定めて整備していくのだという体制にはいまだと申し上げざるを得ない体制かと思ひます。そのことからしても基本的な考え直すべき問題をやらなくてはならないと思ひます。地域的な格差は先ほど政府委員から申し上げましたことが沿革的には大勢をなしておるのではないかと私も想像するわけでございます。そのことは先ほど申し上げましたような学校給食の何たるやについて、国会で取り上げられる角度から将来の見通しのもと、効果を十分に把握しておる

も必ずしもいい切れない。そういうところからして姿勢をただしていくという問題が基本的には残つておると私は推察するのでございします。従つてもよろの地域差あるいは学校差ということもあり得ましようが、それらの原因あるいは小学校、中学校の学校の種別の間の格差等の原因も、もつと突っ込んで実地を把握しながら考えねばならぬ課題があるであらう、そういうふうな想像するわけでございますが、それら一連のものを十分に把握いたしまして、総合的な企画がなされる必要があるのではないか、かように考えます。

○村山委員 どうも大臣の答弁はピンぼけしてゐるのです。私はどこに最大の原因があるかというのを聞いてゐる。これは現在の学校給食法の第七條の「国の補助」に關係がある。これは予算の範囲内で経費の一部を補助することができるといふ建前になつてゐる。従つてこの学校給食法に定めるところの施設設備、これに対するところの十分な手当がないからというふうなものを父兄の負担にたよらなければならぬ。この設置者であるところの市町村が、それらのものを全額出すわけにはいかぬ、こういうことに相なつてお

りますので、実質的には四分の一程度の補助しかない。そこに父兄負担という問題が伴うので、かねて要るところの一食二十八円程度の学校給食の基準給食費というものが父兄負担になる以前の問題があるわけではあります。その問題を解決しない限り大都会と農村地帯の格差は是正できない。そういうふうな経費をもつと地方財政計画の中で見てもらふよりあなたの方では主張をされるべきだ、私はそういうふうな考えるわけではあります。

そこで学校給食の普及状態を見てみますと、先ほど前田局長もお話になつたように、僻地ほど学校給食の普及はおくれつてゐる。とするならば、現在三十八年度の市町村の小中学校の標準経費、単位費用の計算基礎の中でいふところの改善の措置を講じたという話であります。標準規模は小学校九百人、十八学級、中学校の場合には七百五十人の十五学級、こういうことで押えて算定がしてあります。ところが僻地になればなるほど全校を合せて五十人とかあるいは百人、小規模学校ではこのような基準で人員が割り出されて参りますと、学校給食を本格的な完全給食に持つていくという気持は持つておつても、現実的には施設は四坪ぐらゐしか与へられない、あるいは五坪程度、あるいは人員費は一人あるいは一人半、こういうふうな程度にしか見られない。とするならば、ほんとに学校給食を遂行していく場合においては、僻地の実態というものが忘れられていつてゐるのではないかなるほど補食給食の場合には二分の一の施設費については僻地の場合には補助が参ります。しかしながら、完全給食に持つていくための方法というものはどのようにお考えになつてゐるのか、具体的計画というものがまだわれわれの前には示されてゐない。その僻地におけるところの給食をどうやって今後持つていくのだというお考えでありますか、これをお聞かせ願ひたい。

○前田(充)政府委員 僻地を取り立てまして予算的な考え方いたしましたように、僻地分としての施設、設備費を特に考へてゐるのでございします。一

般的な普及をどうやってやつていくかという問題でございしますが、一つには私は基本的な問題として、日本人の栄養が従来のわれわれの生活でよいかわりか、その辺の問題にもからむわけではないかと思ひます。ミルクは安くろんそれに対して、ミルクは安く栄養があるということを実際に知らせること、それからそれを飲むこと、ミルクを今まで学校給食をやつてきても、なかなか飲まないような子供もなきにしもあらずというふうなことなつてございします。これは特に僻地方面に割合多いのでございしますが、PRと申しますか、そういうふうなことも一つの重要な要素ではないか、やはりやる気になつてもらうということがまず第一じゃないかと思ひます。であります。これは實際問題として、貧乏な土地の学校に給食をやるといふことでございしますが、これは僻地だけでなしに、やはり全体から見ますと、都市においても場所によつては相当に経費の上で困難があるためにできないというふうな例も聞くのでございします。かような意味から申しまして、特に僻地だけを取り立てていくことの方法としては、今後とも十分研究しながらやつていつたらどうかというふうな考へております。

○村山委員 じゃ重ねてお尋ねします、中学校のミルク給食実施のための交付税の算定基礎の中で、一人の常勤職員は幾つと認められたわけですね。そういういたしますと、ほとんど全部の学校にミルク給食だけは行なわれるという勘定に相なつてくる。ところがこの計算の基礎としては七百五十人の中学校の十五学級の標準規模の団体におい

て、これで給食従業員の職員の数の算定は一・五人になつてゐますね。そうすると、七百五十人で一・五人ですから、小規模の中学校の場合ミルク給食は始めるが、この交付税の算定基礎からいふならば、そのような小規模学校をたくさんかかえてゐるような僻地は一人一人もそういうふうなミルク給食の常勤の職員は配属をされないといふことになつてゐますが、その点はどうですか。

○前田(充)政府委員 いろいろ実態の問題になりますと非常にむずかしい問題があるかと思ひます。これは特に僻地方に割合多いのでございしますが、そういう学校をたくさんかかえておるところでミルクをやるといふような場合にはつきましては、やはり村に一人あるいは二人というふうなことになる場合においては、これはパート・タイムの職員で一応やつていくことをせざるを得ないかと思ひます。なお、この中学校の一名の交付税の算定については、今後ともますます努力しまして増加させるようにいたさなければならぬと思つております。

○村山委員 實際問題として私の選挙区なんかを考へてみますと、そういう僻地の場合にはミルク給食を行なう。ところがその給食の従業員というものは、市町村の交付税の単位費用の計算の基礎には七百五十人について一・五人というふうに見られてゐる。全村合せて七百五十人くらいしか中学生はいない。ところが学校は六つくらいある。そして小学校が八つくらいある、こういうふうな実情のところがあるわけではあります。そうすると、施設、設備は交付税の算定基礎の中で施

設、設備は交付税の算定基礎の中で施

設、設備は交付税の算定基礎の中で施

設備費が十一万七千円ですか、設備費が四万三千八百円見られて建物ができただけで、中にそういうようなミルクの攪拌器くらい備えつけてやろうということになった。ところが実際は小使さんがやらなければならぬし、あるいは学校の先生がやらなければならぬし、こういう結果が出てくるのではないかと私は思うのです。そういうような面を考えた場合に、今日普及が図られているところは僻地ほど普及が図られている。しかも僻地ほど学校の子供たちの体位は悪い。このようなところにやはりあなたが地方交付税を算定して、基準単位費用算定の場合には、この標準団体の押え方というものは、やはり従来の小学校九百人、中学校七百五十人という押え方ではない別なものを学校給食に關しては主張をされなければならぬか、たまたまはなからうかと思ふのですが、そういうような点は自治省と交渉をされ、あるいは大蔵省と交渉をされる中ではどういうふうになさったのですか。ただ通達だけを各都道府県の教育委員会に流して、交付税の中でこれだけは九十七億円で、か、百億近いものが措置してあるから、それがほかの選挙用のもに食われないうちに、道路とかあるいは橋梁とかいうようなものに食われないうちに、ちゃんと学校給食をやつていくだけの経費は確保しないといふ指示だけは流される。ところが現実にそれを取り扱う市町村で僻地をかかえておるところは、にっちもさっちもいかないというのが実情だと私は思うのです。が、それに対する行政指導は、今お話しになったように、パート・タイム式のやり方以外にはないのですか。一食

について補助金が幾ら、一食について児童、生徒の負担金が六十一銭とか八十三銭とかになっておりますが、パート・タイムでやりますと、それだけ今度は一食おきくくらいにあるいは二食おき、一週間に二回、一週間に三回、こういうような式になつてくるんじゃないか。そうなる、僻地になれりません。その国、僻地の恩恵も少ないという結果になるでしょう。それはどうですか。

○前田(充)政府委員 私にパート・タイムという言葉を申し上げましたのは、ミルク給食の問題で申し上げたわけでございますが、朝から晩まででなく、時間的に短いという意味で申し上げたわけでございます。もちろんじやもうそれで完全かということになるわけではございますが、その点につきましては、ただいま申しましたように、自治省と交渉の途上におきまして、人数の点ではなかなか折り合ひがつかないでございまして、今後努力の問題といたしたいと思つて、現在から実態を十分に調査し、それに基つて、来年度においては十分な資料を持つて折衝をいたしたい、かように考へております。

○村山委員 そうしますと、この学校給食従業員、調理員の一人当たりの交付税の中で見られる経費はどのようになつていますか。

○前田(充)政府委員 一人当たりの積算の仕方は、本俸月に九千九百円、十二月分、それに暫定手当、期末手当、共済負担金等を合算いたしました。一人について十六万八千五百二十円という積算をいたしております。

○村山委員 従来、この学校給食従業員の三・五人、小学校は前からあつたわけですが、この三・五人の中の〇・五人は、これを給食関係に使つていいしあるいは学校図書に使つてもいいか、そういうようなものに使つてもいいのだ。そして三分の〇・五人分の経費については、昨年の経費は差があまりましたけれども、それがこしは三・五人、一人について十六万八千五百何がし、これで算定がしてあるわけですか。そうすると、三・五人といふ、この「学校給食従業員等」と書いてありましたね。給食従業員じやなくて給食従業員等となつてゐる。その「等」の内容は、従来の解釈と変わらなせんか。

○前田(充)政府委員 変わりません。

○村山委員 そうするならば、やはりこの中で市町村の自主性によつて学校給食従業員だけでなく、司書補佐員といふようなものに使つてもいい経費ですね。そうなるべきです、大体ミルク給食をやつてきた場合に、七百五十人規模の中学校の場合に、一・五人で計算してありますが、そのうちの〇・五人分の経費は図書館の司書補あたりに使われるということになる、一人で七百五十人を処理して、どこにありませうか。

○前田(充)政府委員 一人でそれだけの仕事をいたしますのは、相当苦しいのじやないかというふうに思つております。

○村山委員 苦しいのじやないかと思ひます。これは精神主義なんです。現実には実際の給食という繁雑な仕事が残つておるわけですから、それを解決していくためには、やはり科学的に合理的に、教育的に推進ができるような状況

だといふその内容のところまで今後においては指導されるわけでしょう。基準勤務量といふものがなければならぬはずで、そうしなれば、超過勤務手当を、設置者であるところの市町村に請求するといふ権利が出てきます。だから、八時間の実働勤務の中に、おいてそれは十分やつていけるはずだといふ何かそこに労働基準法上の基準量といふものが示されなければ、これはおかしいことになると思ふのです。やつていけないようだったら、市町村の方で単独経費として持ちなさいといふ行政指導をされるわけですか。

○前田(充)政府委員 もちろん小学校においては中学校に比べていろいろ事情がつまみまして、これは特に中学校に参つておられますので、学校給食が学校行事の一環として行なわれておるのをごさいますから、学校の授業等に支障のない限りにおいてのこととあります。が、中学校の子供については、いろいろ特別な地方、特別な場合には授業に支障を来さない範囲内においては一部お手伝いと申しますか、あるいは実習と申しますか、そういうような教育的な配慮の上に立つて子供自体でミルクを配給するような仕事はいたしたてまつらうといふようなことで、何とかしてやつていきたいといふような考へ方ではあります。

○村山委員 何とかしてやつていくといふのは、これは精神主義なんです。現実には実際の給食という繁雑な仕事が残つておるわけですから、それを解決していくためには、やはり科学的に合理的に、教育的に推進ができるような状況

態を想定をした上で予算の積算をしていただかなければいかぬと私は思ふ。これは今後の問題としてぜひ解決したいと思ふのです。

ここで、私は大臣に大きな問題ですからお尋ねをしておきたいと思ふのは、日本学校給食会法の一部を改正する法律案としてこの法案をおつくりになつて出された。ところが、内容的にこれを見ても、学校給食法を改正して提案をすべきものではないか。なぜかといえば、現在第十條によつて小麦等の売り渡し価格によつて、小農林大臣が定める価格によつて、よりになつておる。これは百グラムについて一円の補助金がある、そういうようなことから特別な価格指定が第十條において規定がされておる。ところが、今回の粉ミルクについては百グラム四円という国の補助があるんだとすれば、この学校給食法の中において明確に、粉ミルクといふものを小学校の児童、生徒に飲ませるようにするんだ、それに対して国の方では補助をやるんだから、第六條の経費の負担のところにおいて「保護者の負担とする。」といふその条項はこれを改正して、堂々と学校給食法の改正案という形でお出しになるべきだ。学校給食はわれわれとしては今後こういうふうに積極的に推進をしていくんだぞといふ大義名分を国民の前に明らかにして、道は、やはり学校給食法それ自体を改正して、四十億も予算がついたのですから、お出しになるのが当然ではないか。そうでなくて、日本学校給食会法の一部を改正するといふ形で法律をお出しになつた理由は一体どこにあるのかといふことをお尋ねしたいのです。

○荒木国務大臣 この法案をつくりま
す過程において、お説のようなことも
内部で論議されておったことを思い出
しますが、お説も一理あると私も思
います。ただ今回は給食法の改正で参
りましたのは、給食会法に立立法上の
措置を講ずれば足りるとする立場に
立って、本法の改正によらずして給食
会法の改正によつたわけでございます
す。完全給食の方向をたどらせる意味
合いにおいて、完全給食の一環として
の有機性を念頭に置きながら改正する
となれば、御指摘のような態度である
べきであらうと思ひますが、今申し上げ
たような立場に立って、給食会法の
改正でこの際としては一応足りる、こ
ういふ考えでございます。

○村山委員 そうしますと、大臣が今
言われたように、学校給食はやはり粉
ミルクでやつていくというのが本筋で
はなく、完全給食を目ざしてやつて
いくのだ、現在の四十億の、粉ミルク
の百グラム四円の支給ということ、国
の補助というものは、これは便宜的な
段階的な措置なんだ、だから今後学校
給食は完全給食を推進していく上か
らいったら、学校給食法を改正する場
合にはするし、そういうような本則的
なものではないのだから、日本学校給
食会法の一部改正という線で進めた方
が便宜的であり、妥当であるという考
え方に立たれたわけですか。

○荒木国務大臣 おおむね今お説の通
りでございます。現に昨年の調査会の
答申にもございまして、パン食だ
けじゃなしに、米食のこともあわせ考
へべきことが示唆されているのであり
ます。国会の論議を通じて、そ
ういふ立場からのお説もあるぐらいで

ございまして、完全給食の立場に立ち
ます限りまだ未完成な状態にある。
従つて先ほど未完全な状態に出ておりま
すように、今後義務制にでもするとい
うことを念頭に置きながら、完全給食
の段階を十分に検討し、これでよしと
安定した姿を確認します場合に、総合
的に本法の整備をなすべき時期が当然
くるものと思ひますのでございませ
う。それまでの間、いわば便宜措置、現実
問題として立法論としても一応支障な
かろう、こつちの立場に立つておるわ
けであります。

○村山委員 そういたしますと、その
ことはよくわかりますが、今学校給食
制度調査会の答申の中で、米の使用の
問題について大臣が触れられて、これ
は学校給食が今行なわれておりますよ
うに、牛乳の過剰生産のいわゆる調整
弁的な役割を果たす、そういうような
考え方は私は好ましいとは思ひません。
学校給食本来の任務というものは、日
本人の食生活の改善をやるのだとい
う大義名分がはっきりあつたのじやない
かと思ひます。この食生活の改善と
いう問題、食生活の構造を變えていく
のだという基本的な考え方というもの
は、これはぐらつき始めたわけでは
ないか、そしてそういうような問題から農
業構造の改善の問題にまで発展をさせ
ていくのだという基本的な考えとい
うものは、学校給食の始まつた当時
においては、私はそのような大きな目標
というものがあつたと思ひますが、
今大臣がおっしゃる話を聞いていま
す、米の使用の問題は、これは学校給
食の中に取入れられてしかるべきもので
ある。こつちのようにお考えになつて
いらつしやるわけですか、この点は

はつきりしておいていただきたいと思
ひます。

○荒木国務大臣 基本線がぐらつた
わけではなつたと思ひますが、ぐらつ
いておるとすれば、当初から明確なこ
とがすべて読み通された立場に必ずし
も立つたわけでもない私は理解する
わけでありませう。むしろ学校給食法の
目ざすところは、児童生徒の体位向上
という純粋な教育的な立場からするこ
とも当然でありませうが、同時に日本の
農業を念頭に置きまして、主食は一
体米を中心としていくのかいのかとい
う、基本的な食糧政策上の問題とも
からみ合せて、国全体から見た、
政府全体から見た総合的具体的判断と
見通しの上に立つて学校給食が始まつ
たというふうにも、必ずしも理解しに
くい点があるかと私は思ひます。あり
ます。そういう考えも一部念頭にあつ
てのことと私は推察いたしますが、調
査会が米食のこともあわせ考える課題
であるといふことを示唆しております
ので、それらのこともあわせ考え、総
合判断の上に立つて、義務制までの
コースを念頭に置きながら、あらため
て本法の再検討をなさるべき機会があ
るべきはずだ、問題といたしましては
私はそういうふうに思ひます。こつち
を申し上げたのでございませう。学校給
食が一定のカロリーを念頭に置きなが
ら児童生徒の体位向上をはかるといふ目
的、その目的の基本線がぐらつたとい
ふ持で申し上げておるのではなかつた
と思ひます。

○村山委員 この問題は、やはり米食
中心の日本人の現在の体位が私は必ず
しもよいとは思ひません。特に米食を中
心にする地帯というものは高血圧が多
かつたり、その他いろいろな障害が出
ておるようでありませう。そういうよう
なところほど学校給食の正しい給食思
想を普及していく地帯ではなかつた
か。だから米の過剰生産の調整弁とし
ての役割を学校給食に持ち込んでもら
うという考え方は、やはり筋道を通し
て、正しいものを推進していくような
腹がまえといふものを持つていただか
なければならぬと思ひます。その点一
つ要望として申し上げて
おきます。

次に基準給食費の問題についてであ
ります。これは三十八年はたしか四百
二十円、一食が二十四円三十二銭とい
う単価であつたようでありませうが、三
十七年は一体どれくらい基準給食費
になりますか。これは大体五百円くら
いだと聞いておりますが、一食二十八
円くらいでやつた場合、最近非常に物
価が上がつておる、そのためにカロ
リー数から計算して、必要なカロリ
ーがとれないじゃないか。そういうよ
うなことからしてみれば水を割つた
ようなものを出して、単価を制限すれ
ばするほど栄養価値のないものが出さ
れて、栄養失調の状態が出ておるとい
うような状況でもありませう。こつち
ますと、やはりこれはこれだけには要
るのだといふことで押えていかなければ
ならないと思ひますが、必要なカロ
リーを保持していくための基準給食費
といふものは、一体今日物価上昇のこ
の時代にあつて幾らで計算をされてい
るのか、この点はどうか。

○前田(充)政府委員 給食費は三十七
年度につきましては小学校十九円七十
五銭、中学校二十五円三十四銭、三十
八年度につきましては小学校二十円六
十銭、中学校が二十六円二十一銭で
ございませう。そこで物価上昇との関係で
ございませうが、パン、ミルクにつ
きましては、おおむねこれは材料が主体で
ございませうので、物価上昇と必ずしも
一致をいたしておりませうのでござ
いませう。おかずの点が最も市場価格と関
係が深いのでございませうが、昨年は小
学校十一円八十一銭、中学校十四円六
十二銭でございませう。来年度は三十八
年度は小学校十三円七十一銭、中学校
が十六円九十七銭で、おおむね一六
程度の増を見込んでおるものでござ
いませう。従ひまして物価上昇に伴う
は、これは家計調査から出したので
ございませうが、大体見合ひのほう
と思ひます。

○村山委員 そういたしますと、これ
は給食費を持つてこれに足りない生活保護
の児童、あるいは児童保護世帯の児童、
これの保護措置費、これは単価で計算
をしておりますか。――その返事を聞
いてからでもいいのですが、実際東京
とか大阪、こつちのようところが、
文部省が基準給食費といふものをお示
しになつても、それ以上に高いとい
うのが実態じゃございませうか。その
いふゆる六大都市、あるいは地域的な
差がどういふふうになつておるのか、
それを御説明願ひたい。

○前田(充)政府委員 ただいま私が申
したのは基準児童の基準でござい
ます。実際は今おっしゃつた通り、東
京、大阪等は非常に高く、それから地
方、特にいなかの方に参りますと、
一般的に安いという現象は起きてお
ります。

○村山委員 そういたしますと、たと
えば東京のあたりは生活保護の単価は

高いわけですが、児童の給食費についてもそれだけ単価は高く措置されておりますか。

○前田(充)政府委員 この給食費の標準保護児童の単価でございますが、これは実質単価、そういうわけでございますので、東京では高くなり、安いところに行けば低くなる、そういうことになっております。

○村山委員 そういたしますと、この基準給食費のカロリーというものは、何カローリーくらいになりますか。それで私はお尋ねをするのは、そういうふうには完全給食をやっている学校も、やはり今度の政府計画によりまして、ミルク給食を行なうことになっておりますね。それとのかね合ひで、まあミルク給食だけを行なうところ、これは補食給食ですが、それと完全給食を行なうところの児童のカロリー、これは一体どういふふうになりますか。

○前田(充)政府委員 ミルク給食だけを行なう学校は、これはもちろんカローリー量としては、もう数字的には弁當を持っていくわけでございますので、一応別計算でございます。一般的に完全給食をやっておりますところでは、六才から八才までが六百カローリー、九才から十一才までが七百カローリー、平均しまして六百五十カローリーというふうに考えております。

○村山委員 そうしますと、大体八百カローリーぐらい昼食の場合になければ、今日非常に日本の児童生徒の体位が向上しているのですが、その健康を保持できない、栄養失調になるということがよくいわれるわけですが、やはり六百五十カローリー平均というものが、これは基準だというふうにお考えになつていらつしやるわけですか。

○前田(充)政府委員 ただいま私は中学校を申し落としましたのですが、中学校は八百五十カローリーでございます。小学校の下半年は六百カローリー、上学年が七百、中学校が八百五十カローリーということでございます。この栄養基準量につきましては、私ども基準量としてお示ししてあるのでございます。これを調べるには、答申に基づいてやっておりますし、なお厚生省とも十分御連絡の上でこの基準量を出しておるわけでございます。

○村山委員 そこで小中学校の栄養指導職員ということで、ことし交付税の中で十万人以上の市においては三十校に一人当たりの割合で栄養士が配属されるようになりまして、ところが、実際問題としていたしまして十万人以上の大都市の場合、三十校に一人の割合でいわけでは、十万人以下の小都市あるいは町村、こういうようなところには栄養士が配属されておられません。そこで給食担当の学校の先生が、給食材料の献立表をつくる、カローリー計算をしてやる作業で、もうてんで舞いをしておるといふ実情にあるのですが、こういうような栄養士の配属といふのはもうこしらへて何らかの処置がとられなければ、中学校まで学校給食のミルク給食が行なわれるようになる、将来は完全給食の方向に進むのだといつても、それを指導する職員といふものがない。県の教育委員会あたりに一人か二人おつてみたつて実際問題としてはものの役に立たない。やはり少なくとも各市町村に一名くらい

の栄養士というものを配属をしてやらなければならぬのではないかと思うのですが、そういうような面について、どのように今日まで財政当局との間には交渉なされたのですか。

○前田(充)政府委員 学校栄養士につきましては、交付税の積算につきましてはお話の通りでございます。私も、お話を通しては自治省との交渉にいたしました。もつとずつと多く要求いたしましたのでございますが、なかなか話がまとまりません。現在こういう結果になったのでございまして、今後この点については、ぜひ増すようにいたさなければならぬと思っております。

なお、学校自体に栄養士を置くというところももちろん必要でございます。置くように指導いたしておりますが、現在のところではおおよそ三千人程度でございます。従つて、この学校自体に置く栄養士についても努力をいたさなければならぬと存じております。

○村山委員 終わりました。

○床次委員長 三木喜夫君。

○三木(喜)委員 さきがた野原委員の質問の中にございまして、私は、学校給食が実施されて十五年たちまして、なおその間にいろいろな隘路があつて、学校給食といふものが順調に伸びない、こういうことにつきまして、文部省はかなり意欲的にこの問題と真正面に取り組んで、学校給食が重要な教育施策の柱であるという考え方で今日まで進めて参られました。その努力、熱意には敬意を表しますし、なお、こ

のたびミルク給食をめぐつて体育局で大へん御配慮になつておる。この配慮のほども私は敬意を表するものです。が、しかしながらここで私たちがどうしても考えなければならぬ問題が、二点やはりつかえてくるのです。その問題について前向きな姿勢で私たちは解決つけていきたいし、文部省の方としてもこの問題を早急に解決つけてもらいたい、このように思ふのです。それはよくいわれております給食の調理婦さんの待遇の問題、いわゆる給食室の保健衛生の配慮、これは野原委員から言われました通り、これも早急に解決つけてもらわなければならない、一番下積みでやっておる人を非常に苦しい立場に置いておきながら、給食だけをどんどん進めていこうとしても問題になります。これは野原委員から出ましたから、私は触れないでおこうと思ひます。しかし私はこれは根本的な問題だと思ひます。それから第二点の問題として、この前松山委員の方から出ておりました、つまり給食をどう解決づけるかという問題です。それから設備の問題です。今度ミルク給食をやる場合に、現場を回つてみますと、今どのように設備をしていくかといふことについてかなり考えておるようです。それで具体的な問題を提起したいと思ふのですが、それも解決つけないければならぬ問題だと思ひます。それから四番目に、昨年度給食の問題を提起しましたときに私も指摘しておいたわけなんです、要保護家庭の子供、それから標準保護児童につきましましては、給食費の問題は二二回の方で考えておられますので、問題ありませんけれども、その次に続く、いわば

ボーダー・ライン層の家庭の子供が給食費を払えない、この問題をどう対処するかといふことを昨年度も提起したのですが、これについてこのたびも多少考えておかなければならない問題じゃないかと思ひます。私は以上四点につきまして具体的に一つ指摘いたしまして、文部省の考えをお聞きしたいと思ひます。

まず学校給食が非常に重要視されまして、児童、生徒の半数が学校給食を今受けておる重要な教育問題であるといふことは冒頭に申し上げました。今お聞きいたしますと、三十六年の政府の統計では、完全給食を受けておる児童が小学校で六四・二、中学校で八・九、三十七年度の説明だったと思ふのですが、小学校で七二、中学校で一・二、こうなつて、かなり伸びを示しておりますが、まず学校給食の責任の所在が明らかでない。さつき大臣も答弁されておりましたけれども、「学校給食の現状とその課題」という文部省の出しておられます。この中にも指摘されておりますように、学校給食の責任の所在が明らかでない。その一つは、学校給食を実施する主体が法的に不明確である。従つて学校給食法それ自体を手直しをする意図があるかどうか。これを直さなかつたならば、先ほど野原委員の質問に対する文部大臣の答弁のようになります。まずここから一つお聞きしておきたい。そうせぬと、非常に学校給食の実施主体が、いまいなま今週ござれておることが、学校給食がこゝまで来て伸びない一つの原因になると思ひますので、お尋ねするわけです。

○前田(充)政府委員 学校給食の主体は、学校給食法第四条にあります、義務教育諸学校については、義務教育諸学校の設置者ということで、設置者と私ども考えております。

○三木(喜)委員 そうしますと、これは文部省から出たものですが、「もつと端的な例をあげると、学校給食を実施する主体がだれであるのか法的に不明確で、運営体制が制度的に整備されていないため、年間四百億円からの給食費が学校で私会計的に処理されている。こう書いてある。文部省の出したこれに、法的に不明確だということはどこをさしているのではありませんか。

○前田(充)政府委員 私実は昨年局長になりましたので、中身については一応読んではおりますが、詳しいことはわかりません。しかし学校給食の主体は学校設置者でございます、実際に学校給食をやりますのは学校でございます。さらに今お話しになりました学校給食を実施する主体がだれであるか、法的に不明確で、また学校の先生が私的にやっているというようなことが書いてあるようにございますが、これは学校が行なうわけでございますので、そのお金の経理につきましては、これは学校がやるということになった以上、学校の仕事であつて、校務であると私は考えるのでございます。ただ費用が私的な費用で、公の国の施設といふ事案と同じようにいかなんかというところに問題があるのではないかと思うのでございますが、これは学校給食が始まった当初から一つの問題点ではあつたと思うのでございます。

しかし実際問題といたしまして、現実のわれわれの家庭の食事と同じように、費用が相当上がった下がつたり、それから物を買いにすにも、市場で買う場合もあれば、個人から野菜を買い場合もあれば、いろいろ実際問題としてやりますので、家庭と同じようにむずかしい問題でございます。これを校費でもつてやるということになりますと、相当な手数なり得なり折れるというところが、治率的にさういうことが行なわれておると思うのでございます。しかしいよいよ学校がやるということになります以上は、その仕事そのものは公の仕事としてやつていくというところになるかと思ひます。従いまして実際問題として校費として扱ひ、校費として収入し、支出することになりますと、これはさう簡単に参らない実情があるのではないかと。そこで毎年毎年続けて参つて、学校給食は一日も休むわけに参りませんので、急速にこれを變えるということとは困難がありまして、現状になつておると思うのであります。将来の問題として、私もとしては検討はいたさうと思つてゐる問題でございます。

○三木(喜)委員 検討をしていただきたいと思ひます。私は文部省がつておられる法的に不備な点につきましては、もう少し合理的に考えて進めていきたいという考え方に賛成してゐるわけです。しかし今のうちに局長が言われますと、あえて私たちが言いたくなるのですが、一つ遠慮なさらぬと、学校給食といふものが国の教育施策の大きな柱になつてきつたあるとき、学校給食を今までのような仮小屋

的な考え方の中に置いておくこと自体に問題があるので、今荒木文部大臣も、この学校給食の責任は国だと言われたと思ひます。私は国の責任をここに明確にしておかなかつたならば、学校給食に便乗して、あるときは米食を言つてみたり、豚肉が余つたら豚肉を持つていくのだということを言つたりしてその考え方が消えてしまふ。さうして酪農振興の立場からまた学校給食が切りかわるので、どうしても酪農振興よりも学校給食それ自体が大事だという立場に立つて、酪農の方と関係づけていくというのならないのです。さういふことが主客転倒してゐるものが文部省の考え方の中にまだ消えておらぬはずで、人づくりといひながら、もつと大手を振つて前に進んでいただきたいと思ひます。この四ページを見ますと、「これは学校給食の発足当時には、ある程度やむを得なかつたのであります。が、こゝまで来たならば、はつきり法制的にもけじめをつけて、設置者の責任を明確にし、設置者の手に余るものは国が助成するということに父兄負担を軽減し、運営の合理化、能率化を図ることが学校給食の質的改善のために普及のために必要と思ひます。」といふことをはつきりいわれておるのですから、今これを明確に一つこゝで検討するのじやなくて、しつかりやりますといふことを表明してもらひたいのです。先ほどの荒木文部大臣の考え方の中にもあつたと思うのですが、さういふ思想がぐらぐらしておりますと、ほかからいろいろな点はお願ひしたいと思ひます。

それから二番目に費用の問題です。ここにも書いてありますように、年間四百億の給食費が学校で私会計で支払われておる。それから給食費の徴収、設備費、調理員の給料といふようなものがPTAの責任でやられておる、さういふことが何とか解決つかなかつたら学校給食も前進をしないと思ひます。さういふことは調理婦さんの問題が出ておりましたけれども、これをやはり総合的に考えてもらはなければ、この問題は解決つかない問題だと思ひます。ここにもそれが書いてありますからして、さういふ点についてどのようにお考えになつておるか、一つ明らかにしていただきたいと思います。

○前田(充)政府委員 ここにも書いてあるわけでございまして、平素私どもも議論の種でございまして、十分努力したいと思ひます。

○三木(喜)委員 二番目の問題に入りたいと思ひます。さうさういふ給食の問題です。松山委員が先般の委員会では七〇%の者が給食のパンを食べない、このように言つておられますが、私もこれは確かに問題があるかと思ひます。それはどこに原因があるかといひますと、これだけ市販のパンがおいしくなつてきたときに学校給食のあのパンの粉が、栄養的には考へてあるのかも知れませんが、分子が荒い、さうして非常にごつごつで子供たちが市販のパンを食べつたら食べられないのです。そこで分子を小さくするとさういふ加工の方法を考へなかつたら、このパンは七〇%も残されるといふようなことでは、カロリーの端々まで幾ら計算してわれわれが文句を言つておつても、現実には子供が捨ててしまつたら何にもなりませんから、一つさういふ配慮をしてもらわなかつたらこのパンは残されます。これは先ほど野原委員が言つておりましたように、現場を見て下さい。子供はほんとうに捨てる量が多いのです。その点はどうですか。

○前田(充)政府委員 学校給食のパンがまずいといふお話でございますが、まず最初に残量の点を私も調べたところでも申しますと、残量は、パンにつきましては三%、ミルクにつきましては二・五%となつておりました。先般松山先生からのお話がございましたので、さうさう川越市中央小学校につきまして調査をいたしましたのでございまして、この学校で残量を調べましたところ、一年生では一四・六%、三年生では六・四%、六年生では三・一%、全体を平均いたしましたら八・二%の残量がございました。従つて下の方の学年ほど残量が多かつたわけでございまして、そこで私もさういふことを申し上げたいと思ひます。パンの粉の大部分は、実は輸入した小麦粉が多いのであります。輸入小麦粉のうちでアメリカの小麦は悪いのでありまして、カナダから来る小麦はよろしいのでございまして、ところが値段はアメリカが安くてカナダは高い、そこで私もさういふことで一体調査したらよろしいかといふことについて従来とも十分研究をして参つたのでございまして、この学校は五〇%五〇%になつておりました、普通よりも実は悪いのでございまして、同時に安いといふことがいえるわけでありまして、なおパンを焼く加工費

たんです。相当の費用がかかっているが、二重がまにしたならば焼けた焦げたりしないわけです。そういうことで、十分の設備の配慮はしてあるのですけれども、根本的に問題がある。これを直していただきたい、これを研究してもらいたいということなんです。

次に施設の問題へ入りたいのですが、今度四十億をかけて全国にミルク給食を実施するということになりましたが、こういう施設のないところに対しては、今も話が出ておるように、攪拌機、それから二重がま、これをどうしても備えなければならぬのですね、その六億円の中でどういふ配分をして、一校にどれくらいの補助ができるのか。私は今のところだつたら攪拌機も買えないのではないかと。大体六億圓くらい使つて、どれくらいを具体的に設備費として出そうとしておられるか、これを明らかにしてもらいたい。

○前田(充)政府委員 一校当たり設備費として八万七千六百円をお話の通り一応計上いたしておまして、その内容は、かま、流し、作業台、ミキサー、それからばかり、ポット、食器かご、コップ等、そういうものを一応組んでおるわけでございます。

○三木(喜)委員 一校当たりのものはわかりましたが、そうすると、全体といたしまして、やはり地方の持ち出しがだいぶ出てくるわけですね。この点はもう示達されておるのですか。各市町村では、ミルク給食ということですでに予算を組んでおるわけですが、幾らほどもらえて、市町村の独自の財源で持ち出しをしなければなら

ないか、今計数的に設計しておる時期なんです。これは小さい学校も大きい学校もあるわけですね。それで五百人の学校も大体この通り、平均のこのようになるのですか。それは配分の実施細則というようものをきめておられるのですか。

○前田(充)政府委員 私どもの配分の基準の案でございますが、たとえて申し上げますと、五十人の学校でございまして、二十五リットルのかま二つ、それから流し一つ、作業台一つ、それから自動ばかり一つ、ミルク攪拌機一つ、そういうふうにしてございまして、大きい方では一例を申し上げますと、九百人におきまして百三十五リットル二つのかま、それから流し等と同じ量、こういうふうにしてございまして、一応これでできるのではないかと考えております。

○三木(喜)委員 そうしますと、それは現物支給ですか、ミキサーでも大体現場で設計しておるのが、購入予定が大体六万圓くらいあるのです。そうすると、そんなにたくさん、五十人の学校でこれだけ設備ができるということとはまことにありがたいのですが、現物支給するのですか。一括購入したら安くなるのですか。

○前田(充)政府委員 これは補助金でございます。町村に補助金として出すのでございます。

○三木(喜)委員 次に昨年度も提示いたしました問題で、今度一つ政府の方から基本的な考え、対策をお聞きしたいのですが、このようにして、ミルク給食を全国的にやられ、昨年度でも給食を受けられない子供、いわゆる生活保護家庭、準要保護児童をのけて、な

お給食を受けられない欠食児童が、これは昨年度の統計ですが、大阪では三十三万学童のうちで、一万二千八百人、東京都では約三万人といわれておる。全国的に見ると、この欠食児童が二十万をくだらないだろう、このように推定されております。青少年の不良化の問題とか、非行青少年のことが問題になっておりますが、この二十万の児童生徒が給食が食べられないということになれば、私は青少年問題はなお複雑になってくるんじゃないか、問題の根源がここにあると思うのです。さらにこれを全国的に今度はミルク給食をする場合に、二十万がさらにふえると思ふのです。これは完全給食の場合の数ですね。A型、B型、C型のけじめはありますけれども、そういう現在の給食のやり方でも全国的に二十万が推定される給食を受けられない欠食児童の問題が出てくるわけですね。これは昨年度提示された問題ですが、今度これに対する対策も考えておいていただかなかつたら、ただ四十億円のミルク給食をやることだけに終わられて、その地ならしがされていないということになり、青少年非行の問題がさらに深刻化するといふことが考えられる。それについて文部省としてはどういふ対策を考えられているか。

○前田(充)政府委員 私からお答えいたしますが、私どもの調査で申し上げます、これは三十六年三月の調査でございますが、七十三万四千九百人について調べたものでございますが、そのうちで生活保護を受けておる者及び文部省の準要保護の補助を受けておる者を除きまして四千二百六十三人ございまして、そこで全体の数から申し上げます、

○五八%になるわけでございます。この時代におきましては準要保護児童が四%あった時代でございます。昨年の五%から今年度七%にいたしましたので、相当数救われるものと一応考えております。物価の値上がり等の問題があつて、そういう問題は一応別といたしまして、現在の数では五%から七%まで引き上げましたので、大体何とかなるのではないかと考えております。

○三木(喜)委員 大体国と自治体がこのことについてもう少し考えていくということになれば、大体十億圓ほどの金があれば、これは解決つきのじゃないかという感じがいたします。私も具体的に検討したわけではありませんけれども、昨年度の有力な新聞で大阪の様子とそれから東京の様子を知つたわけなんです、今文部省の方で調べられておる分につきましては非常に数が違つておるわけですね。しかしながら、これがいさだとは思われないのです。大阪三十三万のうちの八万二千八百人です。八百人のところまで調査されているわけなんです。大阪の分だけでも違つてくるということになります。東京の三万人、それも違つてくるということになります。計数的にはお互い立場によつて数字が違つてくるわけなんです。しかしながら欠食児童があるといふことは事実なんです。これも具体的にやはり押さえていただきたいと思ふのです。私は大衆新聞の社説に載つたことが事実であれば大へんと思つておるわけですね。二十万ということになればこれは大へんですから、さらに今度十二、三円、二十円ほどミルク給食をやる場合には児童負担が出てくるわけでしょう。そうしますと、さらにまた全国的にかわいそうな子供がふえてくる。問題を広げることになるのです。これも推定しながら対策を立ててもらいたい。現実には昨年度までの分ですと十億あればよい。大阪のある石油会社が大体年間三百万圓これについてお金を出して、そしてこうした気の毒な子供に対する救済をしたそうですが、これは大へんけつこうなことです。私も現場の教師をしておりまして、現場の教師をしておりまして、実際に持つてこれらぬ子供を、みんなせんじ詰めて家庭訪問もやり、それから育英会からも行つてもらいましたが、どうしても払えない。これは地域にもよります。工場地帯とか、あるいは住宅街とか、いろいろそれによりますけれども、どうしても払えない、どう努力しても金が出てこない家がトータルで一校で十萬圓くらいあります。そうすると全国的に見ればこれまた私の体験からすれば大したことになると思ふのです。従つて今の統計の数字は疑うわけではありませぬけれども、やはり問題が残つておると思ふのです。そういう問題も解決つながら全国的にミルク給食をやつてもらふのであればけっこうです。そしてしかもミルクの質もよくし、それに対する研究もし、配慮もして、施設、父兄の負担といふことも考えてミルク給食というものを、いや学校給食というものを大きな国策として、もうふらふらで取り組んでもらいたいものだと思ふのです。体育局長、荒木文部大臣、それから次官もおられますから、一つ強く要請しておきたいと思ひます。い

く要請しておきたいと思ひます。い

い機会ですから一つがんばってもらいたいと思います。私は激励の質問をしてあるのでありますから、どうぞよろしく……。

○床次委員長 小林信一君。

○小林(信)委員 これは学校給食が整備の緒につくために非常に意義のある法案でございますので、この際十分審議をして、将来の充実に期するために委員会は努力をすべきだと思っておりますが、諸般の事情がありまして、急速に法案を可決することを迫られておりますので、きわめて簡単でありまして、私の最も大事だと思っておりますが、三申し上げまして政府の所信をお聞きしたいと思っております。

まず第一に、私はパンフレットを見たのでございますが、この中にこういうことが書いてあります。「この予算の実現には当の文部省はもとより給食関係者も正直のところ意表をつかれたといつてもよく、」云々と書いてあるわけですが、というのは、文部省というのは文部大臣も含めてでございますが、予期しない予算である。従って予期しない法案であるというふうなことにともなるわけですが、もしこれが事実とすれば、きわめて準備が不十分なままこの給食法は進められるわけでありまして、非常に憂慮にたえないものであります。はたしてこれが真実であるかどうか。これは学校給食という本でございますが、これには以下非常に詳細にその経過が書いてございます。ごらんになっておるとすれば、これは真実のものでないとおっしゃるか、あるいはその通りであるとのおっしゃるか、まずここからお聞きして参りたいと思います。

○荒木国務大臣 今お示しのパンフレットは、私は読んでおりませんが、私はたなからほたもみないものだと省内で申したことがございます。そのことは、大蔵当局との折衝がなかなか難航をきわめまして、容易に成果を上げる期待は薄くなりつづつたときでありまして、与党の政務調査会を中心に学校給食の重要さを強調されまして、バック・アップしてもらいまして、その与党、政府の折衝の段階において、今御審議を願っております内容の学校給食が急速に結論に到達したような次第であります。おそらくそういうふうなことはパンフレットに書いてあるのじゃないかと想像するわけでありまして、実際は以上の通りでございます。

ただ文部省といたしましては、多年学校給食をもつと完全給食に向かつて前進させたいという希望は持ち続けておったわけでありまして、三十八年度予算の要求にいたしましたも、相当大きな要求を掲げておりましたが、今申し上げた通りの経過を経ながら最終の段階に参りました。それが今申し上げた通りの経過を経て予算案としては結論づけられたような次第でございます。さりとて、量的には今申し上げたようなことが言えるかと思ひますが、内容的には、すでに完全給食の段階におきまして、ミルク給食については相当の経験も現場では積んでおりますし、文部省自体としても経験を積んでおると申し上げてよろしいかと思ひます。分量的に膨大になります点について、先般来御質問にも出ておりますように、現実にはそれだけのものが小、中学校全体を通じて効果的に、これだけの施策をするに値するような成果が

上がるようにという立場からの激励なり御支持なりがございましたことは、ありがたく存じております。万全を期しまして完全給食に向かつての大きなワン・ステップとなるように心がけて参りたいと思つておる次第であります。

○小林(信)委員 どういう形で出ましようとも、よいものが出ることにつきましては私たちが異議がないわけでありまして、しかし文部省にそういう意欲がなく、そういう準備が何らなく、ほんとうに意図しないところに予算が計上されたたなばた式のものであるとすれば、非常に心配であるわけでありまして、大臣の今おっしゃるところでは、文部省ではこういう方向に進みたいのだということとで予算要求も、いろいろ準備もしておつた、しかしなかなか大蔵省との折衝が困難で見通しが困難であつた中に急速に予算が可決されたというならば、私はそんなに心配しないわけでありまして、もうこんな膨大な予算を確保することは困難である、従つてそういうふうな計画も準備もしないところ、それにそつたつとびな案が出されて、それがこの予算を生んだとするならば、私は文部省に今後十分な態勢を整えていただかなければ、せつかつくものが生きてこないというふうなことを心配したわけでございます。これは全然文部省等はこんなことは夢にも思つておらなかつた、ところが有力な人が偉大な構想を持ち、すぐれた識見を持つておつたからこういうものができてきたんだ、文部省等は今まで全然こんな予想もしなかつた、そういうところ、生きたものだ、ということ、まことに書かしてあるわけ

でございますが、これはもちろんここに書いてある人がこういうことを初めて言つたわけじゃない。長い間学校の教師が給食というものに携わつておる以上、その中からもういふ声は出てきておるし、また昨年この委員会にわれわれ社会党の方ではこの人の当初の構想、パンとミルクを無償で出せというふうな法案が事案出しておるわけなんです。しかし、そういうふうなものをすべて無視されてこつた人、一人浮かび上がつて、そして給食会法といふものが出来たのだといふふうな印象づけをされて、私はそのことにすら一応遺憾なものを感ずるわけでありまして、それ以上に心配するものは、そういうたなばた式の予算あるいは構想であるとすれば、まことに情ないような気がして一応お尋ねをしたわけでございます。

そこで、今のような考えもあつて私はこういうことを心配するわけでございますが、もしほんとうに政府自体においても一日も早くこういう学校給食をなさりたいという計画、構想があつたとするならば、先ほど来問題になつておりますように、全国一律に同じような給食制度なり給食方法なりが講ぜられるんでなくて、やはり地方の事情によつて、そこにいろいろな差別をつけた構想というものが計画されなければならぬと思つておるのです。未設置のところは何の理由で設置できないか、それから僻地の子供は都会地の子供と違つて、食生活というものはきわめて恵まれない状況にある。この文章の中に取上げられておるこの人間の構想というものは、「子供たちはスタートラインでは同じ環境を持たねばならない。

学校給食無償はそのために実施されるべきだ。」こういう言葉が書いてあります。この人が言う言葉でなく、これはもう国民全体にひとしく言われておる言葉でございます。そういう場合に、同じスタートラインに立たせるといふことは、学校給食というよりなものはことさらに僻地は僻地、未設置のようなどころはその土地の事情に適した構想がなされていなければならぬ。今回はミルクでございますので、一様でも差をつけなければならぬ、将来においては各地域について特別な扱いをするという構想もなされなければならぬ。また今三木委員からお話がありましたが、たいていミルクを給付するにつけても、簡単にいふまでもって沸かして飲ませるというよりなことで済まないと申すので、いろいろな設備が必要でございますが、そういうものが一切万端整つてすぐに実施できるようなになるかどうかということも心配でございますが、そういう計画は十分に示されておるか。一応最初に申し上げましたような、この文章から受けた印象からこれは大へんだという心配のあまりお尋ねするのですが、いかがですか。

○前田(元)政府委員 まだ御審議いただいておるのでございますが、私も一応この予算は通るものと考へまして、一月以来各地方に対しては教育委員会の教育長会議、課長会議、地方の給食会長会議、そういうふうな会議を次々開きまして、来年度の方針並びに実施の方針等もお話いたしました。極力できるだけ早く実施できるようにただいま準備を進めております。

○小林(信)委員 最初に申しましたように、地域の特性に依つて考へるとい

うようなことは別にしておりませんか。

○前田(充)政府委員 地域の特性と申しますと、ミルクに関しては特別な考え方を持っておりません。

○小林(信)委員 もろろんミルクについてはそういう差別をつけることは必要ないと思うが、将来この仕事を進展させていく上で何か構想を持っておるかということをお聞きしたわけでは

○前田(充)政府委員 地域に即した方向と申しますのは、結局給食用物資を、どうして十分かつそれに適したようなものを買いよいかという問題になるかと思うのでございますが、農村地帯においては野菜等は、特に考えなくても学校で十分考えられると思うのでござい

○小林(信)委員 やはり私が最初心配しましたように、予期しなかった予算を獲得したためにこんなことが実施されるのかというところから、あまり深い計画がないようにうかがえてならな

いわけでございますが、ここで論議しても仕方がないわけで、今学校給食の問題は、いかにしてそういう物資の供給を円滑にするかという問題でなく、学校給食どころではないで、欠食児童、こういうようなものがございますが、経済的なものをどういう方法でもって平等にすることができるといふことも、私は今後の重大な問題になつてくるのではないかと思ふので

とが今後の計画の中でどういうふうな計画されていくかという点を、私はこれほどの仕事をするならば考えておいてくれそうなのだとおもうところで聞いたわけですが、それで終わります。それからこの学校給食が目的とするもの、これを達成していくためには、まず第一の段階としては、欠食児童、学校給食をしてもらないところ、こういうところ欠食児童があるわけですが、全国で何十万というふうな数も聞

どこでそういうものを指導するかというふうなことが問題になつてくるわけですが、これらに対する計画というものは、おそらくこれだけのものが文部省自体として用意されるものならば、なければならぬはずで、そうして今度は、今話し合ひをされておるような食生活の改善という段階に進んでいくべきものであつて、今簡単に食生活の改善というふうなことを口にしてお

関連してカロリーを算出していくというふうな問題は、これは時々刻々変わるものでございしますので、そういう学校給食新聞のような、あるいはいろいろな文部省から発行してあります雑誌、そういうようなものでできるだけ現実の事態に即して指導をいたすようなことを考えたいと思ひます。

根本的な問題を考えなければ私はもうそだと思ふ。児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与する「こゝろ」大眼目を持つたところに出発する給食会法であるとするならば、単に食べる子供の食生活を改善するというようなことではなくて、それから要保護児童あるいは要保護児童というよりよいものは、それなりの法律の適用でもって救われておるといふような簡単な問題でなく、もつと現実の問題を見て、弁当を持つてくる子供たちが教室でもって喜々として昼食の時間を楽しんでおる、ところが自分は弁当を持ってこれない、だから運動場のすみでもってぶらぶらしているというよりよい子供たちがたくさんいるはずなんです。こういうものをどうするか、こういう問題を、せめてこの仕事を救う立場であるならば調査し、これらに對しては将来どうしたいかといふことを考えておるかといふことを聞いたわけなんです。——いいですよ。答えなくてもいいですよ。だからこの法律というものはほんとうにたなほただと私は言いたいわけなんです。

ておりますので、申し上げたいのですが、もつと何ならゆつくり一つ一つ残らず申し上げて参りたいと思ひます。「アメリカのケネディ大統領は、今年二月就任にあつたの経済演説のなかで、国力の充実に上るために教育への投資が、いかに重要であるかを指摘し、私は、また児童の家庭や、学校の地域の経済状態に關係なく、——いいですか。こゝです、私が一番先に聞いたのは、何もケネディから教わつたわけではない。そういうことがもう精切に感ぜられておる、現場の先生や父兄には、「すべての児童にたいして有益な最上の栄養を与えるため学校給食を改善し、進展さ、」とよう勧告することを農務長官に要求した。就任当初こゝろいふことを要求した。世界各國が、子供のたゞ知識を充実にするだけでなく、こゝろいふ身体方面のことについて研究していることは、これは私が申し上げるまでもないわけなんです。四十億もあつたといつてうれしがつて、そしてその金をどう使うかといふことだけでもって考えておるようでは、その四十億も、これはむだ金になるわけだ。従つて、学校で給食を行なう場合に、私は、それをよりよく充実にするためにどうするか、ただ単にカロリーの問題だけを申し上げたんです。が、少なくとも学校給食の機構といふふうなものを、運営機構といふふうなもの、を文部省でもって考えておるかといふことを実は聞きたかつたわけなんです。諸外国の例を見ても、少なくとも学校給食に対する指導主事くらいは持っている。こゝろいふものを、持っているから、日本の給食といふものはあるところまで行つてしまつ

ちやつてそれ以上発展しない、発展しないのは理解がないからじゃない。理解は十分持っているけれども、経済的な事情等でもってこれが壁になつておるわけなんです。その壁をぶち破つていくためには、もう一歩父兄の方たちが——今のような国がただ文書をつくつて、そして施設者の責任でもって施設をつくらして、給食の金はみんな父兄の負担にさせておくといふような無責任な形でもって学校給食を進めているから、なかなかその壁が破れないのです。それをもう一歩破るためには、きよりのような制度の中で破つていくためには、学校給食の指導主事くらい置いて、そしてこゝろいふ学校なりあるいは社会教育の中でもってその必要を勧め、実施したところではこゝろいふに子供たちが身長が伸びております、体重がふえております、こゝろいふにすれば、この法案の中にも、学校教育法の中にもありますように、社会性を明るくする、明るい社交性を養ふことができる。——脱脂ミルクくらいくれたんでは明るい社会性なんか伸びませんよ。私はこゝろいふ点を考えておるかどうかといふことを聞いたわけですが、何かこゝろいふ点で構想がそれならあるというならばおつちやつていただきたい。今のような、パンフレットを配ります、新聞も出します、そんなことでもっていろいろな事情で窮屈な学校給食をやっている現状といふものは決して発展しませんよ。何かあつたらお聞かせ願ひたいと思ふ。

○前田元政府委員 現在学校給食主事を置くといふことについては考えておりません。現在最も緊急の問題は、栄養士によつての学校給食指導という問題が緊急なる問題であらうかと思ひます。

○小林(信)委員 やはり四十億は自力でもつてもつた予算じゃないんだ。四十億くらい出すのが当然だといふ態度が文部省にあれば——まず最初栄養士から出発して、順次これから学校給食の指導主事をつくるのだといふような、こゝろいふしつたれた考えになつてしまふ。栄養士もつくつたり、それから学校給食の指導主事もつくつたり……栄養士だけにまかせておつたのではだめですよ。(だんだん、いふことと呼ぶ者あり)だんだんいふことというのは、これはまずまず文部省を消極的にしてしまつて、何か一人特別な人間が出なければ、学校給食といふものは進展しないことになつてしまふ。栄養管理の面、こゝろいふうな面についていたくさん問題があると思ふのです。こゝろいふうなことに對して私は何もこゝろいふてやれとは言わない。構想があるか聞いておる。四十億の金を使うというなら、これは大きな画期的な仕事なんです。だから、これだけのものを使ひらえるならば、これだけのものを使ひらば、将来にこゝろいふうに発展していく、進展していく計画があるのだといふものが私はあるかどうか聞いたわけなんです。決して今やれとか何とかいふのじゃない。やることは逐次やる。これを言つておるわけですよ。大臣、どうですか。

○荒木国務大臣 先ほどもお答え申し上げましたように、少なくとも義務教育小、中学校に對する全面的な完全給食へ向かつて着々とその実現に努力を積み重ねていきたいと思つております。

○小林(信)委員 そういふことについて、今のよう具体的な問題について、この法案を提出する場合に省内でもって御検討なさつたことを聞いたことがあるか、聞いたとすれば、こゝろいふうな具体的な問題でもって進んでいくとか、こゝろいふ点を大臣がお答え願ひするならば聞きたいわけですが、今のよう抽象的なもので、だんだん順次なんといふ言葉では私は承知できないわけですが……まあ、なければ仕方がないですが……

○荒木国務大臣 午前中の御質問に對してお答えを申し上げたわけですが、本来的に、本年次計画が、昨年の調査会の答申に沿つて具体性を持ったものがあるべきはずであります。ですから、国会で御答申申し上げるような具体的な予算措置等の裏づけのある年次計画等がまだございせんから、そのことを野原さんにも率直に申し上げたわけでありまして、事務当局で一応検討しつゝある案はあると承知しておりますが、御披露申し上げる段階ではないと理解いたしております。

○小林(信)委員 ちつとも明瞭じゃない。やはり私が最初申し上げましたようにこゝろいふ綿密な計画を持つてこの仕事に臨んでおらない。実は、こんなことは、言つたからといつて別に損をしないわけでもあつて足をとられるわけでもないのです。かえつて国民にこゝろいふ構想でございまして、決してそここの方が忠実であつて、決してそこに疑念を差しさむ必要はないわけですから、もしそんな期待で大臣初め当局がおるとするならば、まことに文部省と

いうところはけしからぬところだといふことになるわけですね。別に私は学校給食に対して非難をしているわけではない。子供たちが望むところ、父兄が希望するところを率直に申し上げて、そして一日も早く今回のような大英断的な措置が次回にもとられることを期待しているわけですね。従って、こういう構想でございます。こういう具体的な段階を経て参りたい、こういうことが言われるならば、こんなうれいことではないわけですね。しかし、ないといふならばないでよろしいし、言えないといふならば言えないでよろしいとございしますが、まあ私の質問しようとするところはそこなです。四十億という金をもらった、ところが世にいわれるように、これがほんとに自分たちの予期しない金だったというふうなことで計画がまことにずさんで、今後に対するところの構想というものもないといふようなことでは遺憾だ。この際十分な準備と構想を描いて、そしてこの進展をはかってもらいたいというのが私の第一の念願なんです。それが残念にも、今のような局長の御答弁もほんとうにこれは遺憾でございますが、まことにずさんなものである。大臣の御答弁も、きわめて抽象的な言葉から考へれば、一段と御勉強願いたい、こう思うわけですね。

その次の問題としては、私はかつてこの学校給食法の審議に入る前に、ここでこの学校給食法をこの法案のように直すならば、その基本法である、親法である学校給食法を直すべきだ、つまり給食は父兄の負担とするという条項を、父兄の負担とするでもいい、それにやっぱり国が補助する、こ

ういう建前をつくらなければ、法律そのものが体裁をなさないじゃないかという質問をしましたときに、局長はそこの必要はない、確かに法律作成の点では差しつかえないようにです。しかし大臣は時期尚早だとおっしゃる。時間がなから私はそのときに聞き流しておいたのですが、時期尚早ということでは私理解がいかないわけなんです。それから局長の答弁もその必要ないという答弁ですが、つくつてもいい、学校給食法の方で国が給食そのものにも援助をするというのを書いても差しつかえないと思うのですが、この二つの面から御両所の意向をお聞きしたいと思ふのです。

○荒木国務大臣 これはどなたでしたか、野原さんの御質問にお答えしたように思いましたが、午前中お答え申し上げた通り、給食法を改正すべき課題があることは御指摘の通りでございます。これは根本的に義務制と申しますか、全面的に完全給食を実施するという具体的な目的を掲げて、それにふさわしい諸般の立法措置が改正案として講ぜらるべき課題だと思ふわけでございます。今度のミルク給食は完全給食に一步近づく課題であることは当然でございますが、御指摘のように本法を改正せんとすれば、今申し上げましたような角度からほかにもいろいろ検討さるべき課題があつて、それと総合されまして、初めて今度の問題もそれに包括された姿で立法措置が講ぜらるべきものと私は理解するものでございまして、その意味で時期尚早と申し上げたのでございます。さしあたりミルク給食を実施するにつきましては、むしろ食給会法の手直しに当面の措置として便宜

的である。便宜的であるということでは、御指摘のような立場からの本法の改正を必要としないというのじゃむろんございせん。他のものもその要素とあわせまして、本法の改正らしき姿にする時期にあわせ考へて、本法の改正に手を染むべきであらう、こういう理解のもとに時期尚早と申し上げておるわけでございます。本来の筋から申せば、御指摘の方向で改正さるべき内容の一部ではむろんございすけれども、それはいずれか時期を見てあわせ考へての改正措置がしかるべきじゃなからうか、こう思ひましたから、お答え申し上げました。

○小林(信)委員 私はそんな下手な答弁をしてごまかす必要はないと思ふのです。もつと率直に、何かあるならあるとおっしゃった方がいと思ふのです。もうそれは施設に対してこう、それから給食そのものは父兄の負担、施設に対して一都国が補助する、経費の一部を補助すると書いてあるのですから、その条項の中に、給食そのものにも国が補助することができるといふふうなことを加えて整理した方がいと思ふ私は思ふ。そうして完全給食が全部に実施される段階に入つたら、やはりこの法律そのものはいろいろなところに問題があると思ふ。もちろん整備する必要があると思ふのですが、四十億円の金を支出するならば、当然私は本法にその条項を加えていく必要があると思ふのです。私が心配するところは、このミルク給食に文部省は自信がしつかりないのじゃないか、ことによるとこれは中途でもつてまた放棄しなければならぬようなことも予想されるというふうな自信のないところから本法の改

正がないのじゃないか、あるいはもつと極端に批判すれば、地方選挙を前にして学校給食をこのようにしましたといふふうな宣伝をするために一時これはつくる法律であるといふよりなことだつたら大へんだから私は申し上げたのですが、それほどでもないと思ふのです。とにかく文部大臣の御意見も十分私は納得できませんが、これでおきます。

最後に、きょうこういう資料を配られました。その資料の一番最後の不適品の処分による差額金の問題ですが、その全額を計画的に児童生徒の脱脂粉乳購入費に充てるとして、いふ。つまり不適品を処分して多少もふかる、そのもうかつた金は自後児童生徒の脱脂粉乳購入費に充てると、こちもちよつと説明を聞かなければわかりませんので、お伺いしたいと思ふのです。

○前田(充)政府委員 ここに書いてあります言葉の意味でございますが、脱脂粉乳購入費、輸入のための費用に充てるというところでございすので、結局児童が出す費用の一部分がこれによつてまかなわれる、従つて児童の出す費用は少なくなる、こういう意味でございます。

○小林(信)委員 私は最初こういうふうなことを読んだわけですね。差額金というもうかつた金はどういふふうな処理するか、もし次の年の脱脂ミルク購入費にこれが充てられるとするならば、次の年の購入費はちゃんと予算でもつて不足ないように計上されるはずなんです。その購入費に充てるといふだけではその処分方法がまことに妥当でないと思ふのです。やはりそれだけ

残つていくわけなんです。その残つていくものは次年度へ繰り越すとかあるいは次年度の購入費に充てるとかといふことでは私は納得ができません。今局長の御答弁ではその分だけは安くなる。こういふふうに確かなされたわけですが、それは事実ですか。

○前田(充)政府委員 その分だけ安くなるということでは間違ひございませう。ただしその不良品を配るのは農林省ですべて指示をいたしておきますので、その指示に従いますから、その年のたとは二月ごろに入つてきて、すぐ配給したもので不良品が出た場合には、すぐどうすることもできませんので、それは次年度の方で安くなる、そういうことになるわけでありませう。

○小林(信)委員 そうすると一人当たりの補助金というものが多くなる、一円何銭かがよけいになる、こういうこととあるわけですね。不適品がこの程度のもので統計上出てくるとするならば、毎年々々政府の補助金が多くなつていく、こういうふうな解釈していいわけですか。

○前田(充)政府委員 補助金ではございせんけれども、要するに、こちらで学校給食会の出す方の経費がそれだけ多くなつて、子供の方が減る、そういう勘定でございます。

○小林(信)委員 大体わかりました。とにかくこれは、ただこの言葉だけをとり上げたのじゃなくて、今までも学校給食会とすれば、私たちは全くびつくりしたわけですが、三千何億すでに使つておつたわけですね。今回四十億を使うとすれば、今の給食会としてはそんなに驚いたことではないと思ふんです。ただ、今までは一般から金を集

め、物品も購入をしたのですから、そ
う大したことはないと思ふんですが、
とにかく今度は国の金ということにな
るわけですね。そして今のよう不適
格品の問題もあるわけだし、あるいは
いろいろ物価の値上がり、値下げとい
うふうなものもあると思ふんです。こ
ういふ給食の問題には今までもいろ
ろ問題も起きていたわけですね。だから
経理面ではなかなか困難なものがある
と思ふんですが、それがいろいろ疑惑
を持たれたり、あるいは誤解を持たれ
るようなことになりまして、子供のこ
とでございまして、まことに問題が
大きくなると思ふので、それがかえつて
学校給食の発展のために支障になるよ
うなこともございまして、こういう
点ではできるだけ明確に知らしていただ
き、また文部省としてもその点は責任
を持って指導に当たっていかなければ
ならぬと思ふわけでありまして、
いろいろお聞きしたいことがたくさ
んございまして、何にしても給食とい
う問題はほんとうに一般の人たちの希
望するところとございまして、指導の
責任に当たる文部省が相当な計画、構
想をもつて当たっていただかなければ
ならないという点を御注文申し上げま
して、私の質問を終わらせていただき
ます。

○床次委員長 他に質疑もないよう
でありますので、本案に対する質疑はこ
れにて終了いたしました。

○床次委員長 引き続き討論に入るの
でありますので、別段討論の通告もあ
りませんので、直ちに採決いたします。
本案を原案の通り可決するに賛成の
諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○床次委員長 起立多数。よつて、本
案は原案の通り可決いたしました。

○床次委員長 この際、小林信一君よ
り自由民主党及び日本社会党共同提案
による日本学校給食会法の一部を改正
する法律案に対し、附帯決議を付すべ
しとの動議が提出されております。
提出者よりその趣旨説明を求めま
す。小林信一君。

○小林(信)委員 私は、自由民主党、
日本社会党を代表いたしまして、ただ
いま可決されました日本学校給食会法
の一部を改正する法律案に対しまし
て、附帯決議を付すべしとの動議を提
出するものでございまして、
決議文を朗読します。

日本学校給食会法の一部を改
正する法律案に対する附帯決議

(案)

政府は、完全給食を全面的に推進
するとともに、国内産の牛乳、乳製
品の利用を計画的に進めるよう万全
の対策を講ずべきである。

右決議する。

この問題は、この法案の審議にあた
りまして、終始論議され、熱心な討議
のかわされたところでございまして、
政府も学校給食につきましましては非常な
努力をしておりますが、もつと計画を
密にし、指導性を発揮いたしまして、
完全給食が全面的に実施されるように
努力をしなければならぬということ
は、委員会を通して痛感されたこと
でございまして、ことに、これから一千九
百万という生徒、児童に給食をする
ということになりますと、これは非常
に大きな消費地が生まれるわけでござ
います。この大消費地に潤沢に供給す

るよう計画するということは、これは
非常に大事なことでございまして、単
に文部省だけでなく、政府をあげて、
この点は十分な計画をいたしまして、
できるだけ国産品をもつてこれに充て
るような方法を購入すべきだと思ふわ
けでございまして、ことに政府の施策の
一面には酪農振興というよりなもの
が強調されておるわけでございまして、
これと並行して、児童に脱脂粉乳でな
く、なま牛乳を飲むことができるよう
に配慮するよう委員会全体の要望が
強くなされておりましたので、ぜひとも
このように政府も御考慮されたい、こ
れが本決議案を提出する趣旨でござ
います。どうか皆さんの御賛同を得たい
と思ひます。

○床次委員長 これにて趣旨説明は終
わりました。

これより採決いたします。小林信一
君の動議のごとく決するに賛成の諸君
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○床次委員長 起立総員。よつて、日
本学校給食会法の一部を改正する法律
案に附帯決議を付することに決しまし
た。

政府より発言があれば、この際これ
を許します。

○荒木国務大臣 ただいまの御決議の
趣旨につきましましては、政府全体の問題
として、関係各省協力の上、対策の樹
立に努力したいと存じます。

○床次委員長 ただいまの議決に伴う
委員会報告書の作成等につきましまして
は、委員長に御一任願いたいと存じま
すが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○床次委員長 御異議なしと認め、さ
よう決しました。

次会は公報をもつてお知らせするこ
ととし、本日はこれにて散会いたしま
す。

午後四時四十八分散会

〔参照〕

日本学校給食会法の一部を改正する
法律案(内閣提出第六〇号)に関する
報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十八年三月二十五日印刷

昭和三十八年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局